

資料2

西 東 京 市

男女平等参画推進委員会

令和5年10月17日

西東京市第5次男女平等参画推進計画 【素案】

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置づけ	3
3. 策定体制	5
4. 計画の期間	5
第2章 計画策定の背景	7
1. 社会情勢	9
2. 近年の主な動向	11
3. 西東京市の現状	15
4. 西東京市第4次男女平等参画推進計画での取組	28
第3章 計画の基本的な考え方	31
1. 計画の基本理念	33
2. 計画の基本的視点	33
3. 重点課題の設定	33
4. 計画の体系	34
第4章 計画の内容	37
基本目標Ⅰ 人権と多様性を尊重する意識の醸成	39
■課題1 固定的性別役割分担意識の解消	39
■課題2 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進と 人権意識の醸成	40
■課題3 性的指向・性自認等の理解促進	42
■課題4 誰もが共に参画できる地域活動の推進	43
■課題5 多様な視点による防災・減災のまちづくりの推進	44
基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)【女性活躍推進計画】	45
■課題1 経済活動における女性活躍の推進	45
■課題2 政策・方針決定過程への女性参画の促進	47
■課題3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	48
■課題4 男性の家事・育児・介護への参画促進	49
■課題5 子育てへの支援	50
■課題6 介護への支援	51
基本目標Ⅲ あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援	52
■課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援【配偶者暴力対策基本計画】	52
■課題2 あらゆる暴力の防止(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)	55

■課題3 生涯にわたる健康支援	57
■課題4 様々な困難を抱える女性への支援【(仮称) 困難女性支援基本計画】	58
基本目標IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	59
■課題1 庁内推進体制の充実	59
■課題2 男女平等参画推進計画の進行管理	61
第5章 計画の推進に向けて	63
1. 計画の推進体制	65
2. 計画の進行管理	65
3. 指標の設定	66
4. 男女平等推進センター パリテの機能の充実	67

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

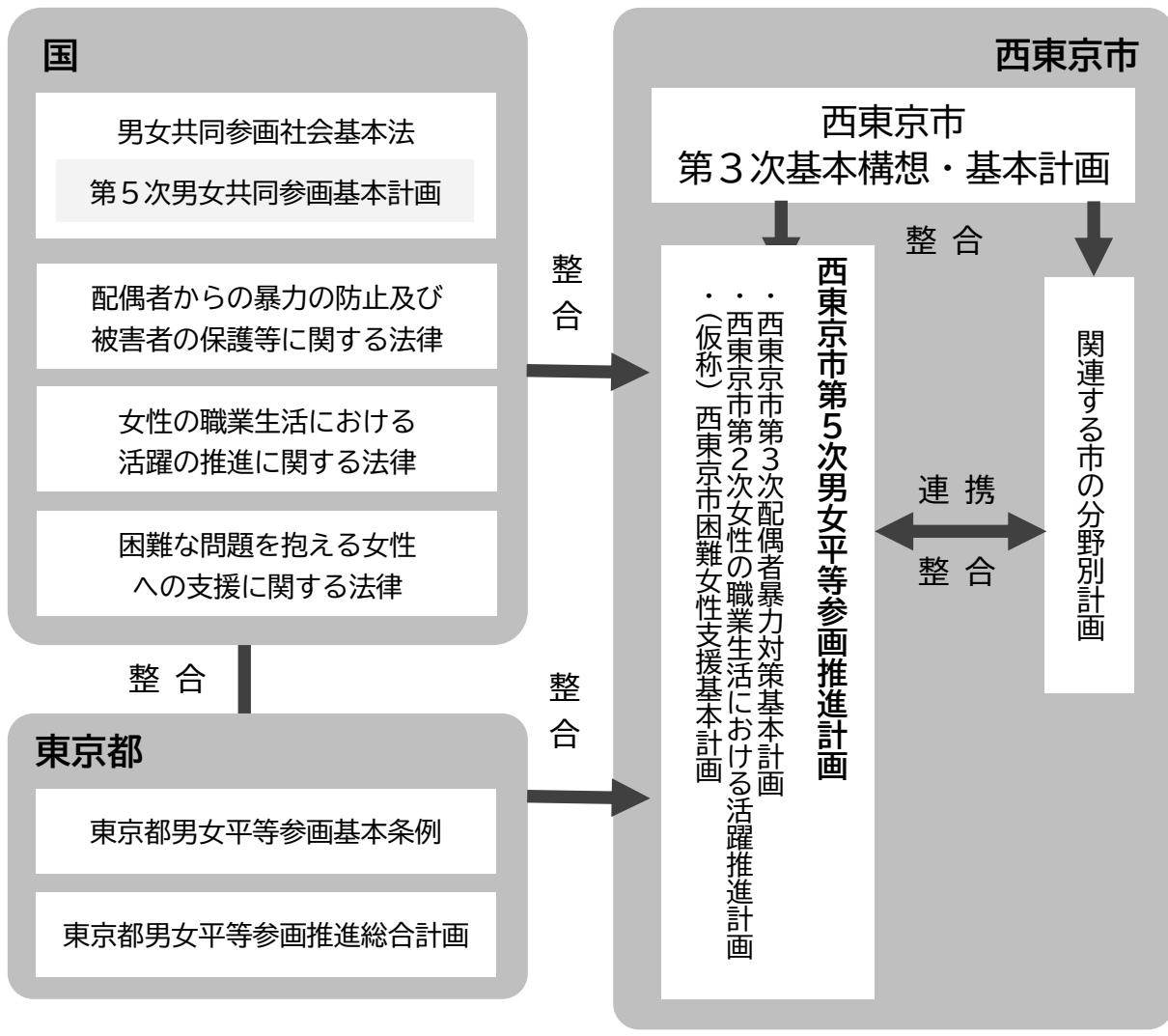
西東京市では、平成 16（2004）年3月に「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、平成 20（2008）年4月には男女平等参画推進の拠点施設として「男女平等推進センター パリテ」を開館しました。その後、第2次、第3次、第4次の計画を策定し、男女平等参画社会の実現に向けて積極的に施策を展開してきました。

現行の第4次計画の計画期間が令和5（2023）年度末で終了することを踏まえ、社会情勢の変化や市を取り巻く環境に対応するために、「西東京市第5次男女平等参画推進計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」です。
- (2) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3 第3項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「西東京市第3次配偶者暴力対策基本計画（以下、「配偶者暴力対策基本計画」という。）」として位置づけます。
- (3) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に該当し、「西東京市第2次女性の職業生活における活躍推進計画（以下、「女性活躍推進計画」という。）」として位置づけます。
- (4) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」に該当し、「（仮称）西東京市困難女性支援基本計画（以下、「（仮称）困難女性支援基本計画」という。）」として位置づけます。
※同法は令和6（2024）年4月1日施行のため、今後策定される上位計画の内容に留意して検討
- (5) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の趣旨を踏まえて策定しました。
- (6) この計画は、「西東京市第3次基本構想・基本計画（予定）」や関連する他分野の計画と整合性を図りながら策定しました。
- (7) この計画は、男女平等参画社会をめざす第1次、第2次、第3次、第4次の計画を継承しています。

◇計画の位置づけ



3. 策定体制

(1) 「西東京市男女平等参画推進委員会」の開催

学識経験者や公募の市民等で構成される「西東京市男女平等参画推進委員会」において、計画素案の内容や計画案について審議し、ご意見をいただきました。

(2) 「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」、「男女平等参画に関する西東京市職員意識・実態調査」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料とすることを目的に、無作為抽出した市民及び全職員を対象にアンケート調査を実施しました。

(3) 「市民ワークショップ」、「事業者インタビュー」、「中学生インタビュー」の実施

本計画の策定に必要な基礎資料とすることを目的に、市民を対象としたワークショップと、市内事業者、市内中学生を対象とした個別インタビューを実施しました。

(4) パブリックコメント、市民説明会の実施（予定）

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5カ年とします。

	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)
国										
東京都					令和3（2021）年度～令和7（2025）年度 第5次男女共同参画基本計画					
西東京市				令和4（2022）年度～令和8（2026）年度 東京都男女平等参画推進総合計画				令和6（2024）年度～令和10（2028）年度 西東京市第5次男女平等参画推進計画		

第2章 計画策定の背景

1. 社会情勢

(1) SDGsとジェンダー平等

ジェンダー平等とは、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができる意味します。生物学的な性とは異なり、ジェンダーとは社会的・文化的につくられている性を指しています。現代社会では、固定的性別役割分担意識等により、性別によって役割が固定され、生き方や働き方が制限されてしまうといった不平等が生じています。

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて加盟193か国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの15年間の行動目標です。持続可能で多様性と包摶性のある社会を実現するために、17の目標と169のターゲットが定められており、誰一人として取り残さない社会の実現という理念を持っています。

この前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と示されており、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的の一つとなっています。

掲げられた17の目標の5番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が位置付けられており、すべてのゴールの達成においてジェンダーの視点の主流化が不可欠であることが示されました。



(2) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

令和2（2020）年より本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会や経済に大きな影響を及ぼしました。感染拡大防止に伴い、テレワークや在宅勤務等の柔軟で多様な働き方が広まりを見せるといった変化があった一方で、女性の就業や生活は大きな影響を受けました。

感染拡大防止のための外出自粛や休業要請等により、非正規雇用労働者を中心に女性が多く従事するサービス業等の就業・雇用状況の悪化、生活不安やストレスから配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の増加・深刻化、女性の自殺者の増加等、女性をめぐる様々な問題が今まで以上に顕在化しました。

(3) ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

世界経済フォーラムの毎年公表する経済・政治・教育・健康の4分野のデータを基にした「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の1つとなっています。令和5（2023）年の日本の順位は146か国中125位で、令和4（2022）年の146か国中116位から後退するという結果になりました。これは先進国の中では最低レベルであり、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い状況です。日本は、教育分野や健康分野では世界的に見てもトップレベルである一方で、政治分野や経済分野の値が特に低く、政治分野では146か国中138位、経済分野では146か国中123位と、全体の順位を引き下げています。

【ジェンダー・ギャップ指数（2023） 上位国及び主な国の順位】

順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
15	英國	0.792
30	カナダ	0.770
40	フランス	0.756

順位	国名	値
43	アメリカ	0.748
79	イタリア	0.705
102	マレーシア	0.682
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
124	モルディブ	0.649
125	日本	0.647
126	ヨルダン	0.646
127	インド	0.643

2. 近年の主な動向

(1) 国の動き

■第5次男女共同参画基本計画の策定

平成 11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後は 5 年ごとに改定が行われ、令和 2（2020）年 12 月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

第5次計画では 4 つの目指すべき社会が提示されており、その実現を通じて男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図るとしています。男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることについて、「「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである」としており、多様性の視点が強調されました。

～ 第5次男女共同参画社会基本計画にて掲げられた目指すべき社会 ～

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

さらに、令和 5（2023）年 6 月には「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（女性版骨太の方針 2023）」が決定されました。第5次男女共同参画基本計画に示された具体的な取組について着実に実施するとした上で、「女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて」、「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化」、「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」、「女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）」を新たに取り組む事項として掲げており、横断的な視点を持って速やかに取組を進めることとしています。

■女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）の改正

令和元（2019）年 5 月に改正され、令和 4（2022）年 4 月 1 日から女性活躍に関する状況等の公表、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務付けられる対象が、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主から 101 人以上の事業主に拡大されました。

■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

令和3（2021）年6月に一部改正され、政党は候補者選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策等に自主的に取り組むよう努めるものとされました。また、国及び地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対応をはじめとする、環境整備等の施策の強化を図るものとしています。

■性犯罪に関する刑法等の改正

令和5（2023）年6月に成立し、7月から順次施行された改正刑法では、不同意性交等罪と不同意わいせつ罪として、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状況における性行為は犯罪であることが明記されました。また、13歳未満の子どもに加え、13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合にも処罰対象となりました。さらに、公訴時効期間の延長や、16歳未満の子どもに対する面会要求等の罪が新設されました。また、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する性的姿態撮影等処罰法も同時に成立しています。

令和5（2023）年3月には「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定し、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度の3年間を性犯罪・性暴力の「更なる集中強化期間」として位置付け、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる決して許されない行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力根絶に向けた取組と被害者支援を強化するとしています。

■困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立

従来、昭和31（1956）年に制定された売春防止法を根拠として、女性を巡る課題に対応する婦人保護事業を実施していましたが、女性を巡る課題は生活困窮やDV、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻等のように複雑化・多様化し、現行の法制度では限界であるとの提言がなされました。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し福祉の更なる推進を図るために令和4（2022）年5月に成立しました。

■性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の成立

令和5（2023）年6月に公布・施行され、多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、本法律において基本理念を定め、国や地方公共団体の役割や必要事項を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

(2) 東京都の動き

■東京都男女平等参画推進総合計画の策定

平成 12(2000) 年 3 月に制定された「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、令和 4(2022) 年 3 月に策定されました。「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現」を目指すべき男女平等参画社会のあり方として、「男女平等参画推進に向け、企業の取組を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく」ことを基本的考え方として示し、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「配偶者暴力対策」を 3 つの柱として掲げています。

■東京都子供への虐待の防止等に関する条例の制定

平成 31(2019) 年 4 月に制定され、社会全体で子どもを虐待から守ることを基本理念としており、子どもは権利の主体であり、虐待は子どもへの重大な権利侵害であること、子どもの意見の尊重や安全・安心の確保、最善の利益を最優先にする考え方を共有して、社会全体で虐待の防止を進めることとしています。

■東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

平成 30(2018) 年 10 月に制定された「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元(2019) 年 12 月に策定され、令和 5(2023) 年 3 月には、第 2 期計画が定められました。基本方針として「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す」ことが掲げられています。

■東京都パートナーシップ宣誓制度の創設

令和 4(2022) 年 6 月に制度創設に係る「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の一部改正が都議会において可決され、同年 11 月に運用が開始されました。この制度の運用により、多様な性や性的マイノリティに関する正しい理解の啓発とともに、当事者の生活上の困難等の軽減等、暮らしやすい環境づくりを進めるとしています。

【近年の主な動向一覧】

年	国	東京都
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「男女雇用機会均等法」一部改正施行 ◇「育児・介護休業法」一部改正施行 ◇「性犯罪に関する改正刑法」施行 	◇「東京都男女平等参画推進総合計画」策定
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 	◇「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」制定
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正 ◇「配偶者暴力防止法」一部改正施行 ◇「労働施策総合推進法」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行 ◇「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定
令和 2 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ◇「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 	
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正施行 ◇「育児・介護休業法」一部改正 	
令和 4 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「女性デジタル人材育成プラン」決定 ◇「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 ◇「東京都パートナーシップ宣誓制度」運用開始
令和 5 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」決定 ◇「性犯罪に関する改正刑法」等施行 ◇「配偶者暴力防止法」一部改正 ◇「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 ◇「女性版骨太の方針 2023」決定 	◇「第 2 期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定
令和 6 年	<ul style="list-style-type: none"> ◇「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ◇「改正配偶者暴力防止法」施行 	

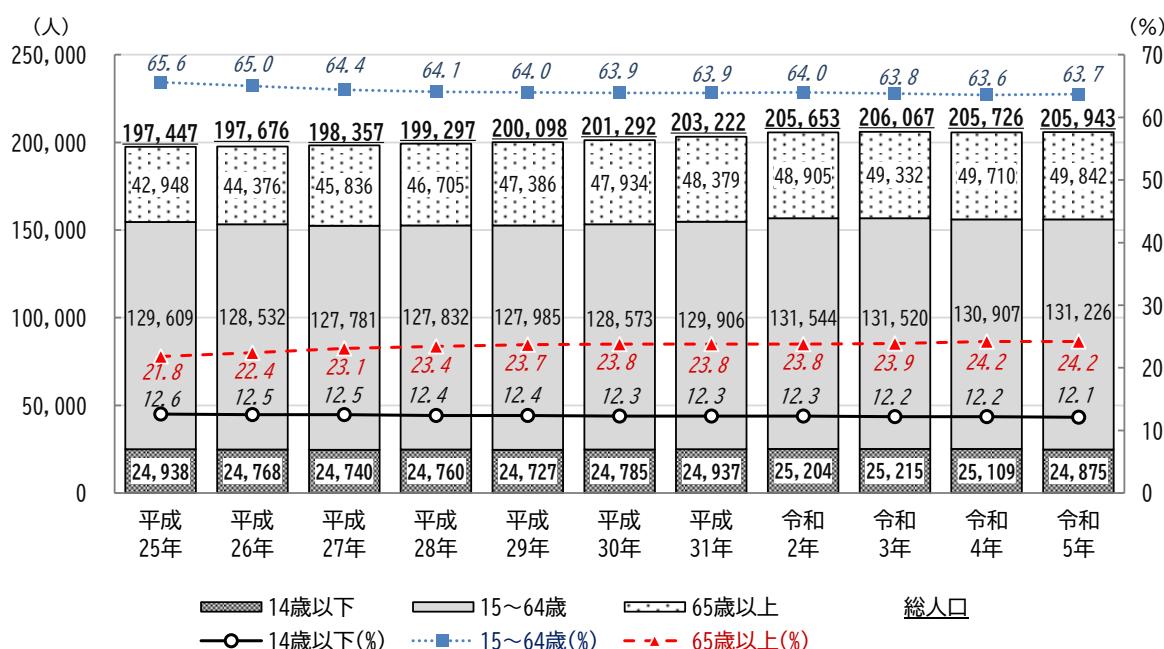
3. 西東京市の現状

(1) 統計データから見る西東京市の現状

①年齢別人口の推移

総人口は、令和3（2021）年まで増加傾向にありましたが、令和4（2022）年に僅かに減少し、令和5（2023）年4月1日現在は205,943人となっています。

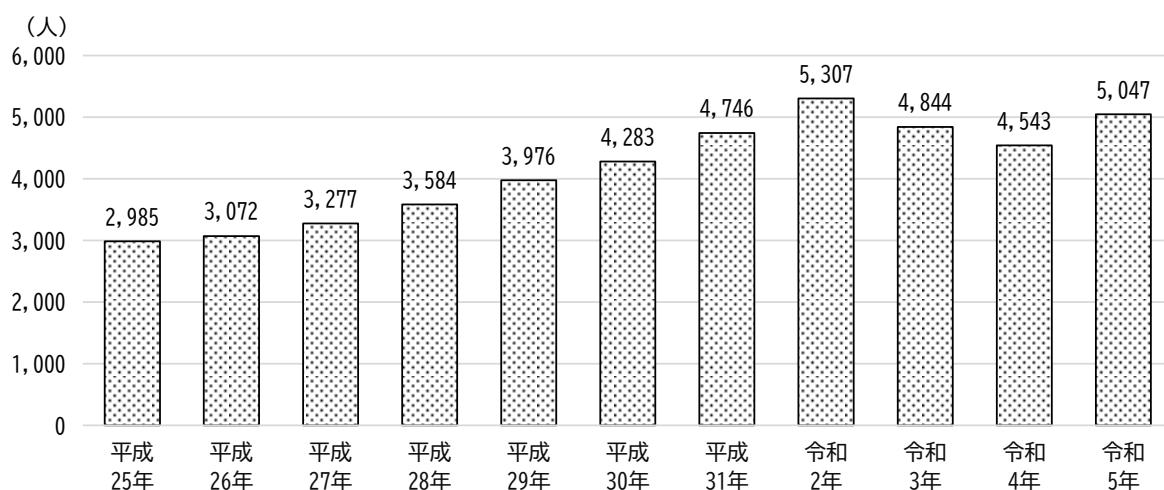
年齢3区分別の人口構成比でみると、14歳以下の割合は微減に推移しています。同じく15～64歳の割合も微減している一方で、65歳以上の割合は平成25（2013）年の21.8%から令和4（2022）年の24.2%まで増加しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②外国人人口の推移

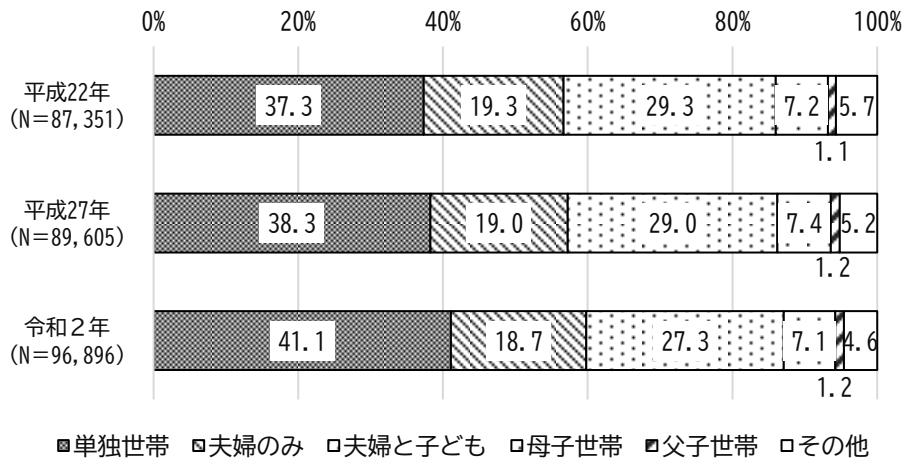
外国人人口は、令和2（2020）年まで増加傾向にありその後減少に転じたものの、令和5（2023）年4月1日現在5,047人となっており、前年に比べて504人増加しました。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③世帯の家族類型の推移

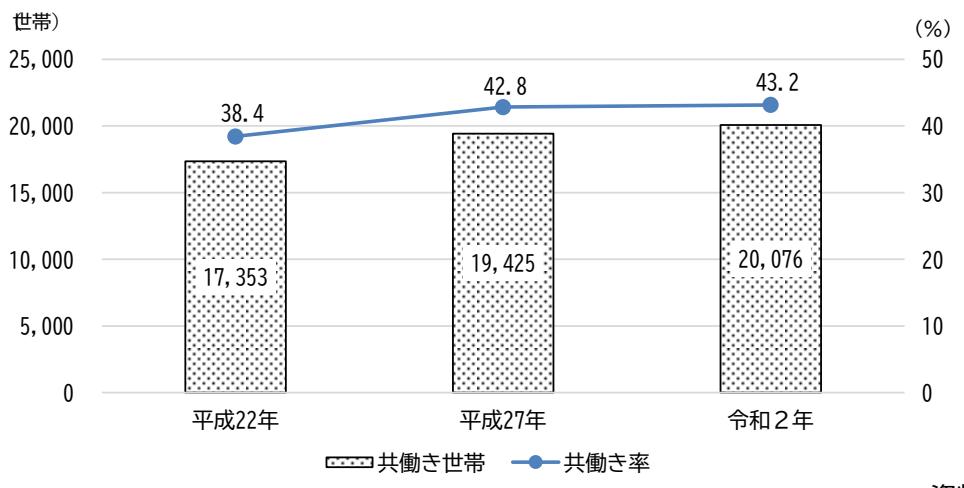
世帯の家族類型の推移をみると、平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけて「単独世帯」が増加しており、「夫婦と子ども」世帯が微減しています。また、母子世帯と父子世帯は大きな変化はみられませんが、両者を合わせたひとり親世帯は約 1 割を占め、父子世帯に比べて母子世帯が多くなっています。



資料：国勢調査

④共働き世帯の推移

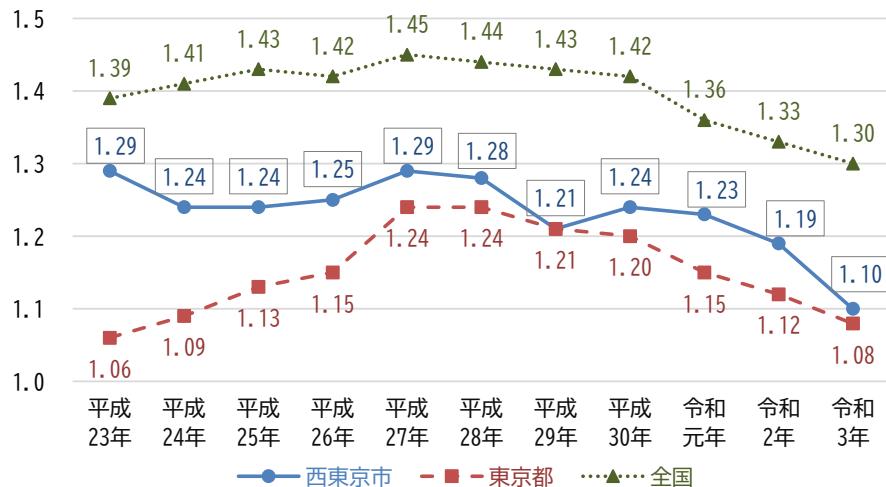
共働き世帯の推移をみると、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年にかけて増加しており、令和 2 (2020) 年には 20,076 世帯、共働き率は 43.2% となっています。



資料：国勢調査

⑤合計特殊出生率の推移

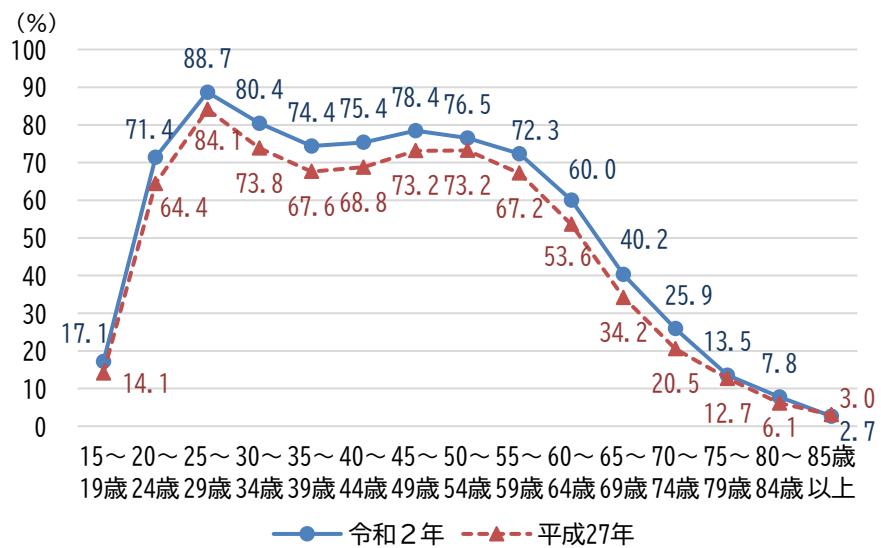
合計特殊出生率の推移をみると、平成 30（2018）年以降低下しており、令和 3（2021）年には 1.10 となっています。全国と比較すると低い水準となっており、東京都と比較すると直近 3 年間は上回っていましたが、令和 3（2021）年は同水準となっています。



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

⑥年齢別労働力率の推移

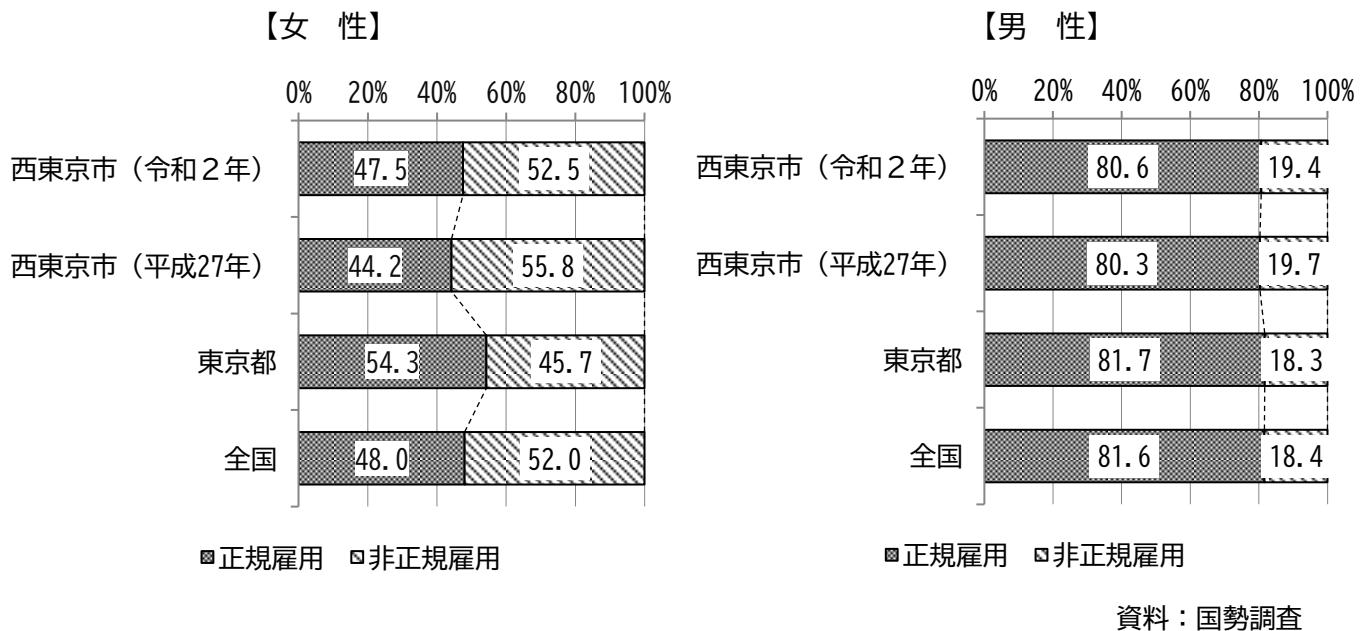
年齢別労働力率をみると、令和 2（2020）年では、25～29 歳で 88.7% と最も高くなっています。その後減少して 35～34 歳で 74.4% となり、35～59 歳で 7 割台となっています。平成 27（2015）年と比較すると、令和 2（2020）年はどの年齢区分でも労働力率が上回っています。



資料：国勢調査

⑦雇用形態の推移

雇用形態をみると、女性の正規雇用は平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけて増加し、47.5%となっています。全国とは同水準となっていますが、東京都と比べると低い状況です。また、男性で正規雇用は 80.6%と 8 割以上を占めていることから、依然として女性の正規雇用は男性に比べて低い水準となっています。



⑧審議会等への女性の参画状況

女性の参画状況を多摩 26 市の中で比較すると、「審議会への女性の登用状況」については 13 位とおおむね中位に、「委員等への女性の登用状況」については 17 位とおおむね下位 3 分の 1 に位置しています。

また、女性管理職割合（一般行政職）については 9 位と上位 3 分の 1 に位置しています。

審議会等への女性の登用状況	委員等への女性の登用状況	女性管理職割合（一般行政職）
30.8% (13位／26市)	14.3% (17位／26市)	14.3% (9位／26市)

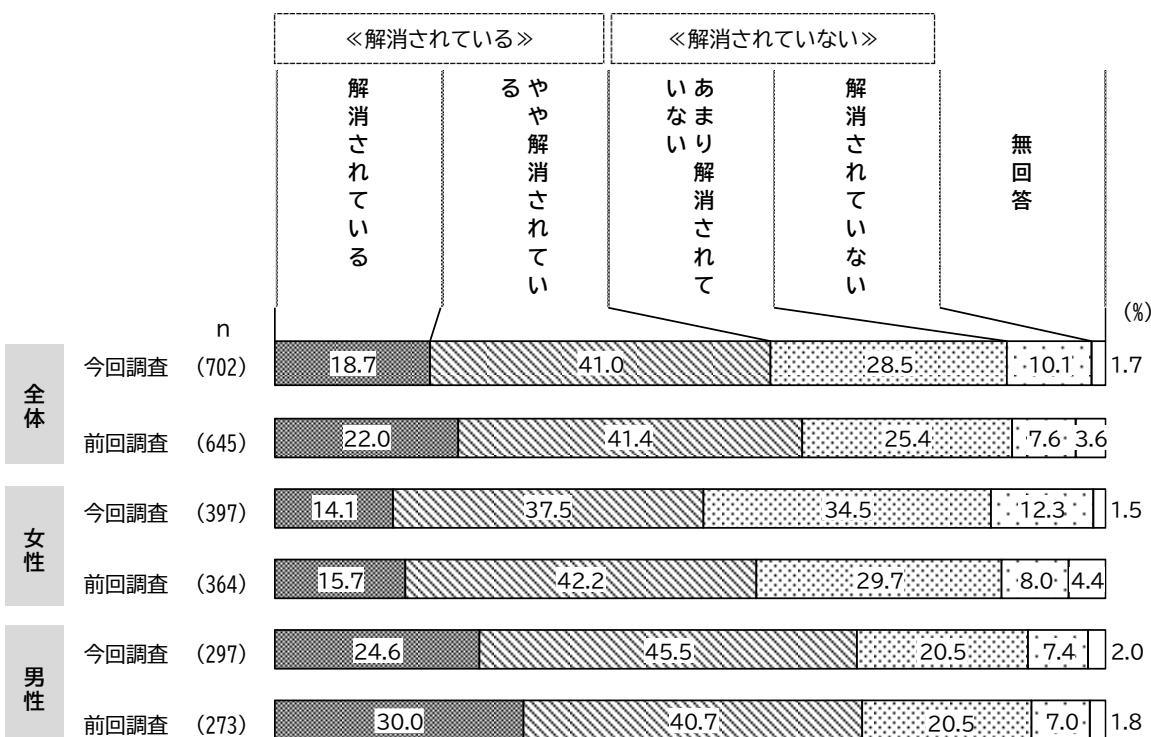
資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）

(2) 調査結果からみる現状

■男女平等参画の意識について

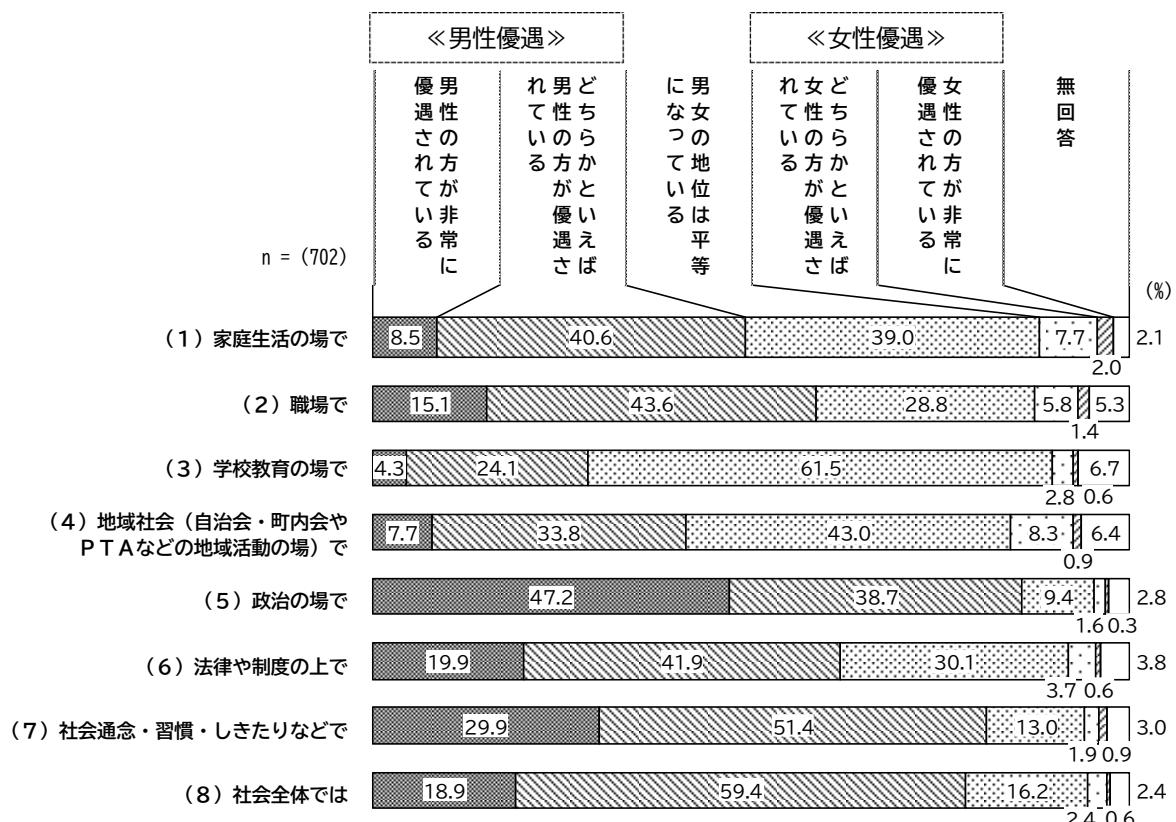
①固定的性別役割分担意識についての考え方

固定的性別役割分担意識について、『解消されている』が女性で51.6%、男性で70.1%と男女共に過半数が解消されていると感じているものの、その意識には男女差が見られます。また、前回調査から女性の『解消されていない』が増えており、女性で社会のあらゆる場で固定的性別役割分担意識を多く感じていることがうかがえます。



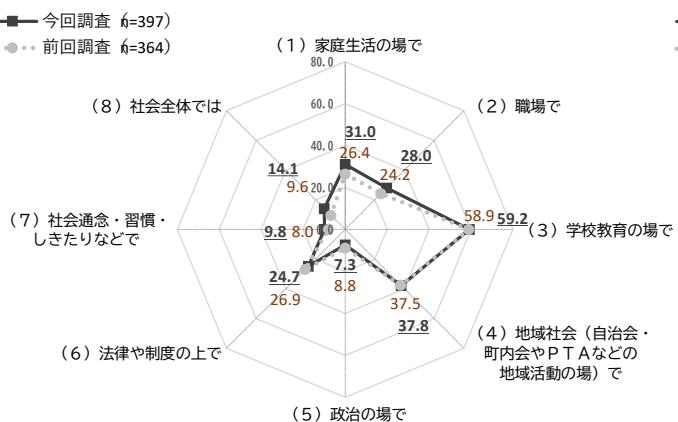
②男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、男女共に「男性優遇」が『政治の場』、『社会通念・習慣・しきたりなど』、『社会全体』で7~8割を占めて多くなっており、社会全体のあらゆる場で今なお性別間の格差があることがうかがえます。また、すべての分野で「男性優遇」は女性が男性を上回っています。前回調査と比較すると、女性では「男女の地位は平等になっている」が『家庭生活の場』、『職場』、『社会全体』で前回調査を3ポイント以上上回り、男性では『政治の場』、『法律や制度の上』で前回調査を大きく下回っていることから、男女で平等感に違いが見られます。

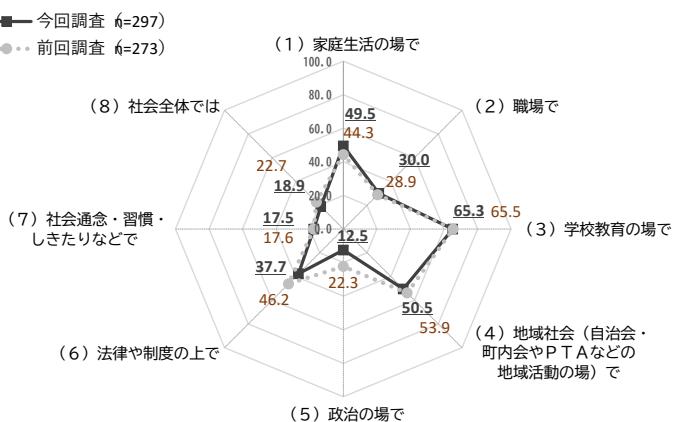


<「平等」と回答した割合（前回調査との比較）

女性



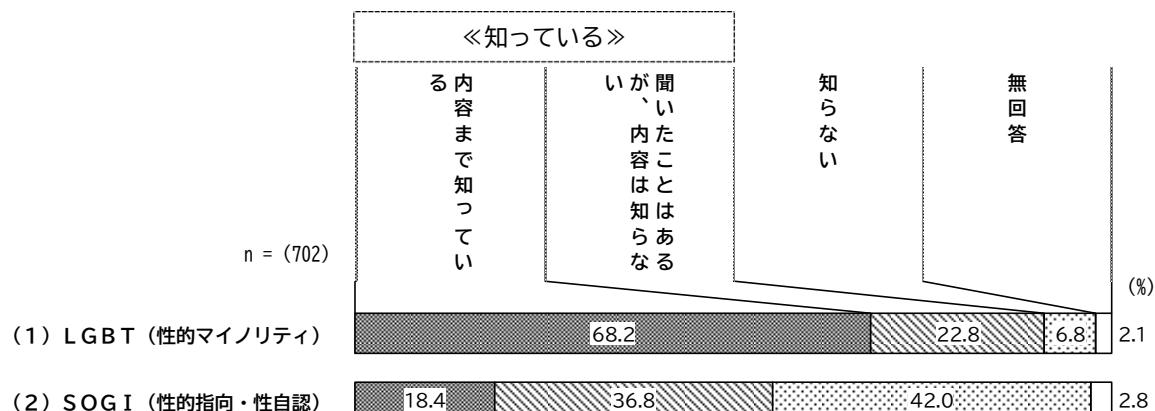
男性



■性の多様性について

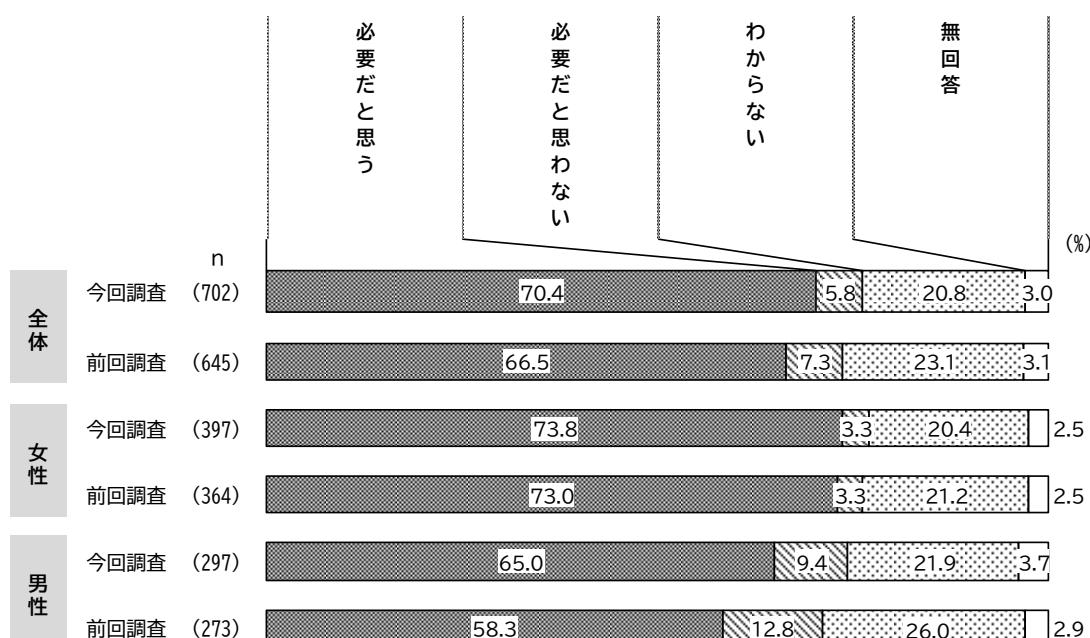
①性の多様性に関する言葉の認知度

『L G B T (性的マイノリティ)』は「知っている」が9割以上を占め、「内容まで知っている」割合も半数以上となっていますが、『S O G I (性的指向・性自認)』の認知度は5割台半ばで、「内容まで知っている」は約2割に留まっています。



②性的マイノリティへの取り組みについての考え方

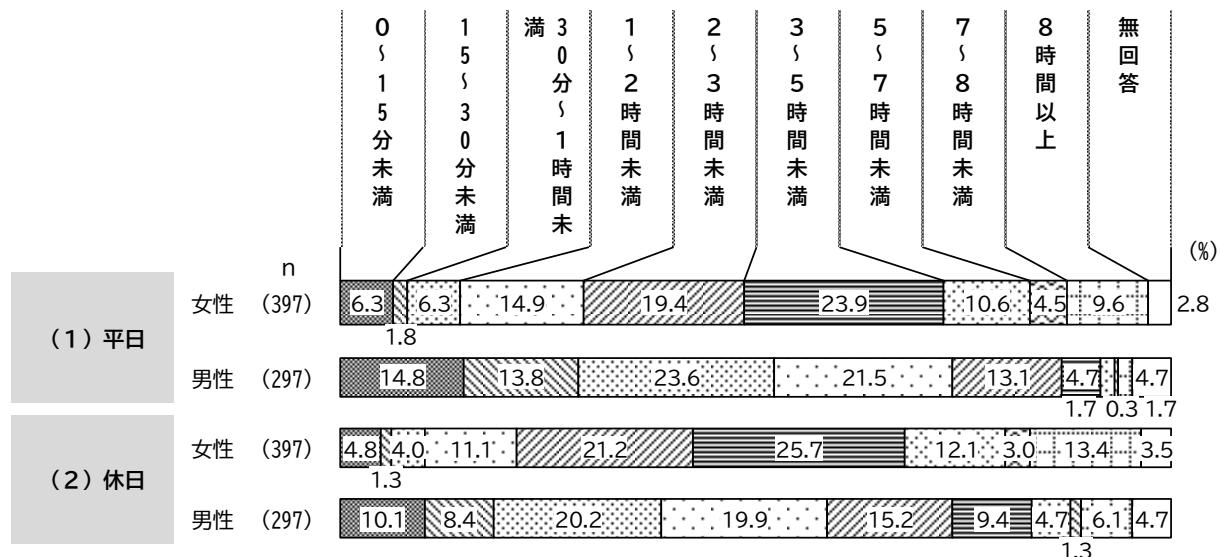
性的マイノリティへの取組を進めることについて、男女共に「必要だと思う」が最も多く、女性で7割台、男性で6割台半ばとなっています。また、男性で前回調査から「必要だと思う」が増加しています。



■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

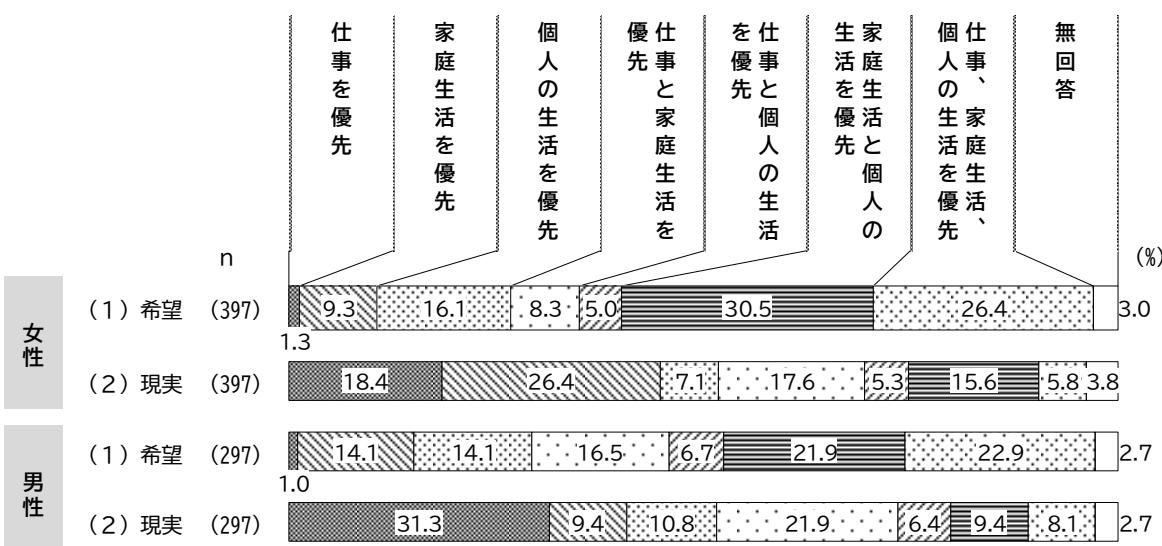
①家事・育児・介護などに携わっている時間

家事・育児・介護などに携わっている時間について、平日・休日共に女性は「3～5時間未満」、男性は「30分～1時間未満」が最も多く、女性の方が家事等に多くの時間を割いています。



②生活の中の優先度（希望、現実）

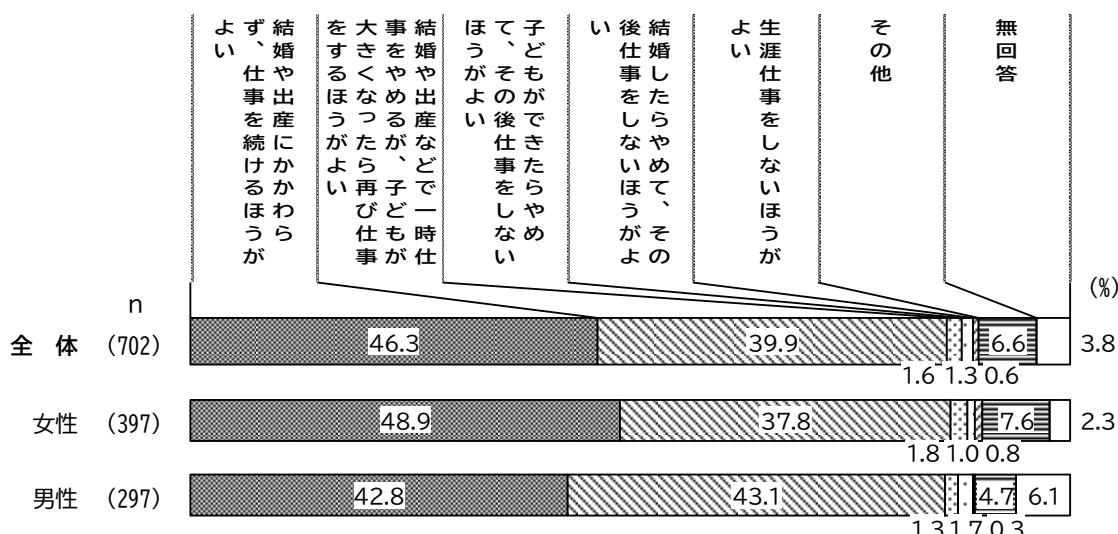
生活の中の優先度について、希望では男女共に「家庭生活と個人の生活を優先」、「仕事、家庭生活、個人の生活を優先」が多くなっています。一方で、現実で女性は「家庭生活を優先」、男性は「仕事を優先」が最も多くなっており、希望と現実が乖離していることがうかがえます。



■女性の活躍について

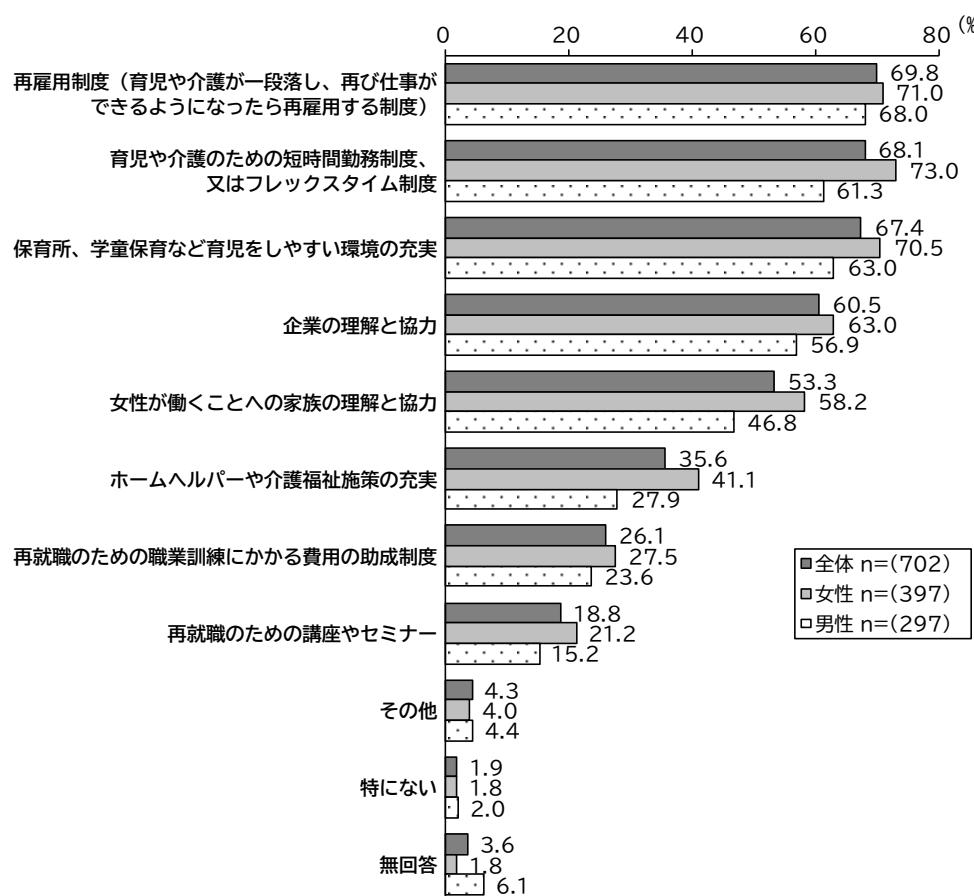
①女性の働き方について

女性の働き方について、女性では「結婚や出産にかかわらず仕事を続けるほうがよい」が約5割を占めています。男性でも「結婚や出産にかかわらず仕事を続けるほうがよい」は4割台となっていますが、「結婚や出産などで一時仕事をやめるが、子どもが大きくなったら再び仕事をするほうがよい」も同程度となっています。



②一時期仕事をやめた女性が再就職を希望する際に役立つものについて

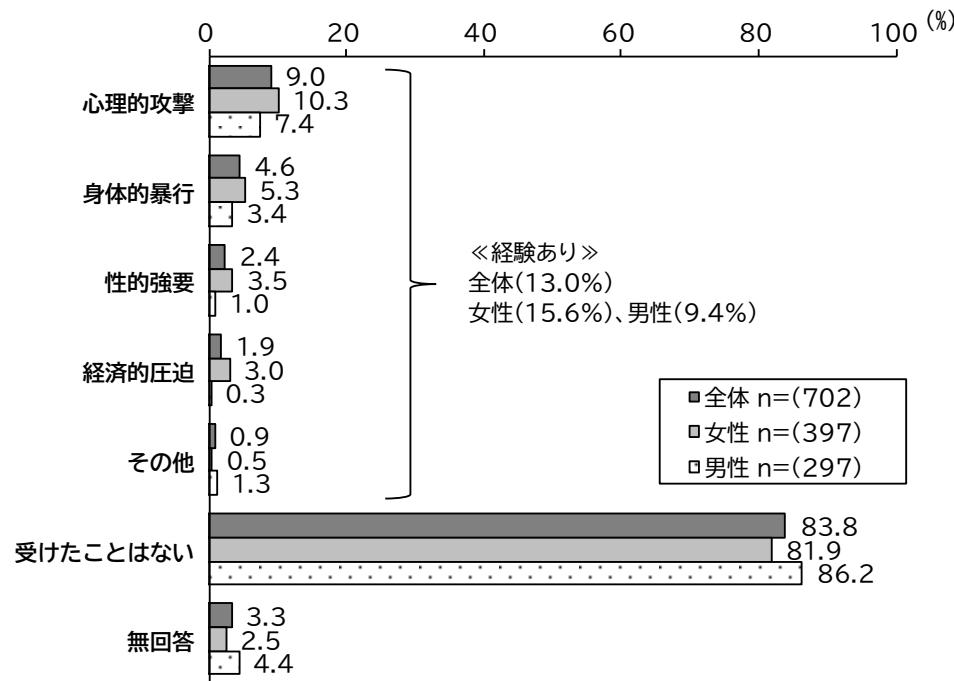
男女共に、「再雇用制度」、「育児や介護のための短時間勤務制度、又はフレックスタイム制度」、「保育所、学童保育など育児をしやすい環境の充実」が特に求められています。



■暴力について

①配偶者等から暴力を受けた経験

暴力を受けた経験は女性で1割台半ばと男性を上回っていますが、男性でも被害経験は約1割となっています。受けた暴力としては「心理的攻撃」が最も多くなっています。



②配偶者等からの暴力を受けた時誰にも相談しなかった理由（上位5項目）

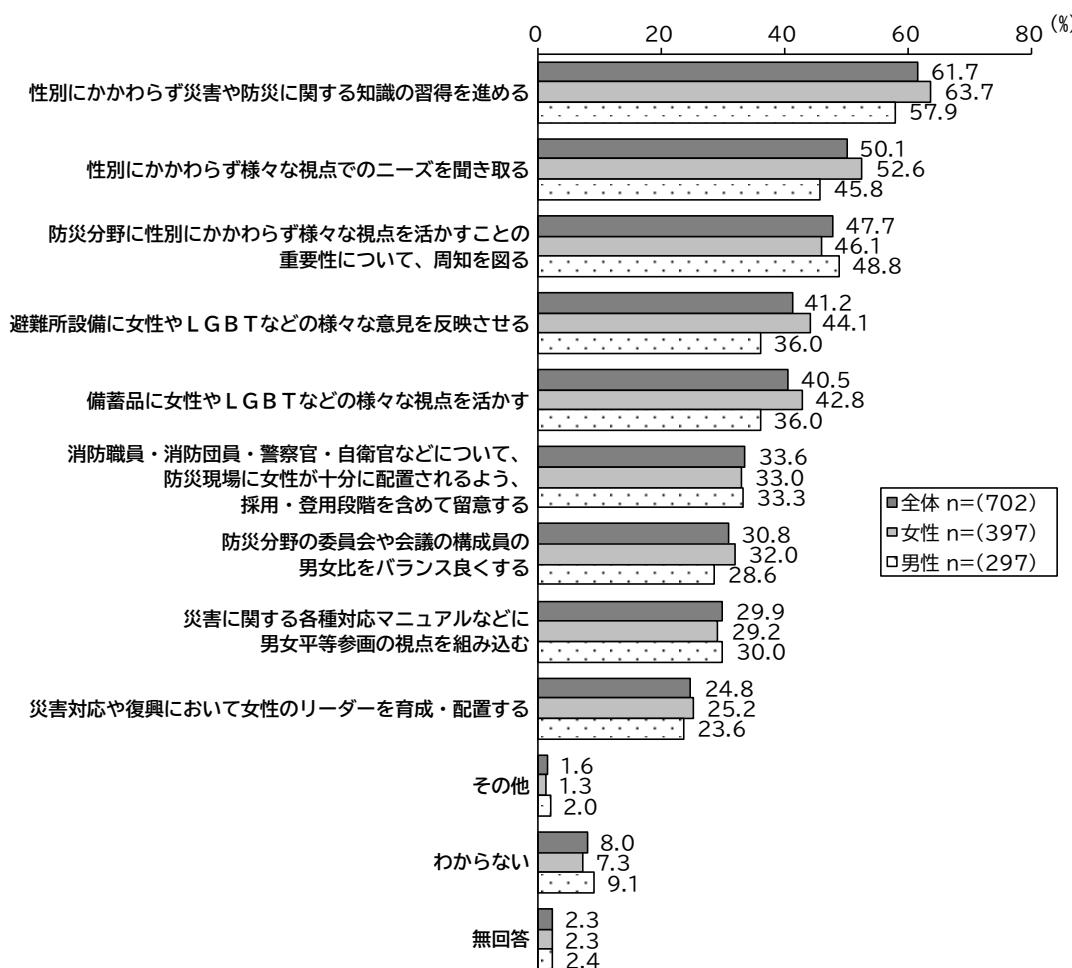
誰にも相談しなかった理由について、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く、「相談しても無駄だと思ったから」、「我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから」が続いています。

	項目	割合
1	相談するほどのことではないと思ったから	48.9%
2	相談しても無駄だと思ったから	36.2%
3	我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから	31.9%
4	人に打ち明けることに抵抗があったから	27.7%
5	相談できる人がいなかったから	23.4%

■男女平等参画を進めるために必要な施策について

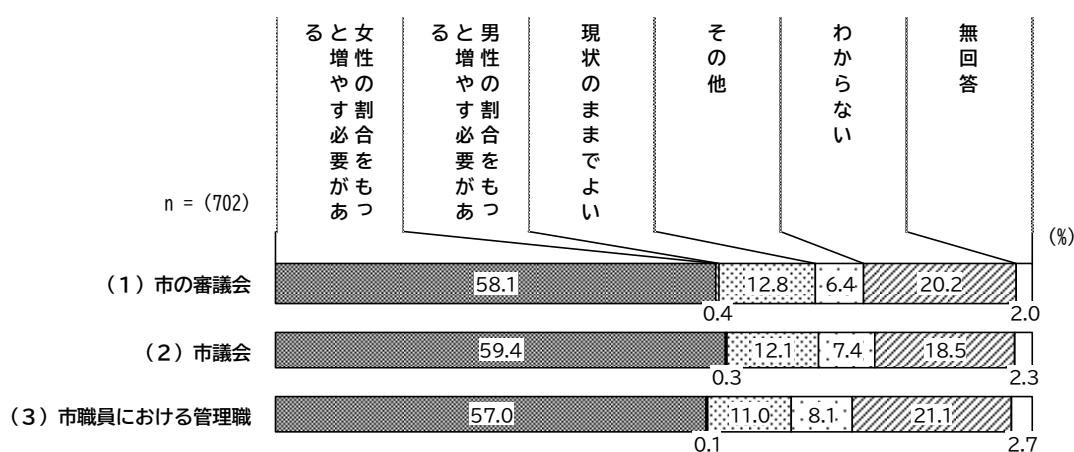
①防災分野で男女平等の視点を活かすために重要なこと

全体で「性別にかかわらず災害や防災に関する知識の習得を進める」が最も多く、「性別にかかわらず様々な視点でのニーズを聞き取る」、「防災分野に性別にかかわらず様々な視点を活かすことの重要性について、周知を図る」が続いています。



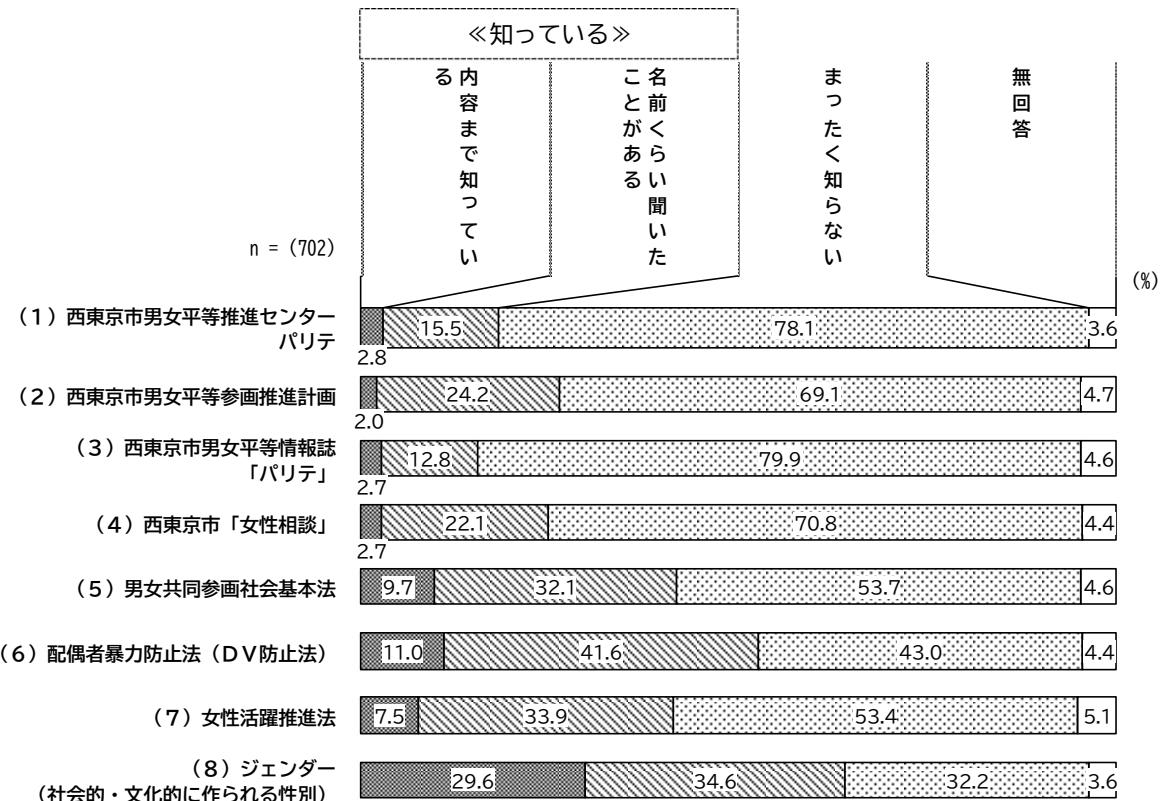
②市の審議会と市議会、市職員における管理職の女性の割合についての考え方

『市議会』、『市の審議会』、『市職員における管理職』のいずれにおいても「女性の割合をもっと増やす必要がある」が過半数を占めています。



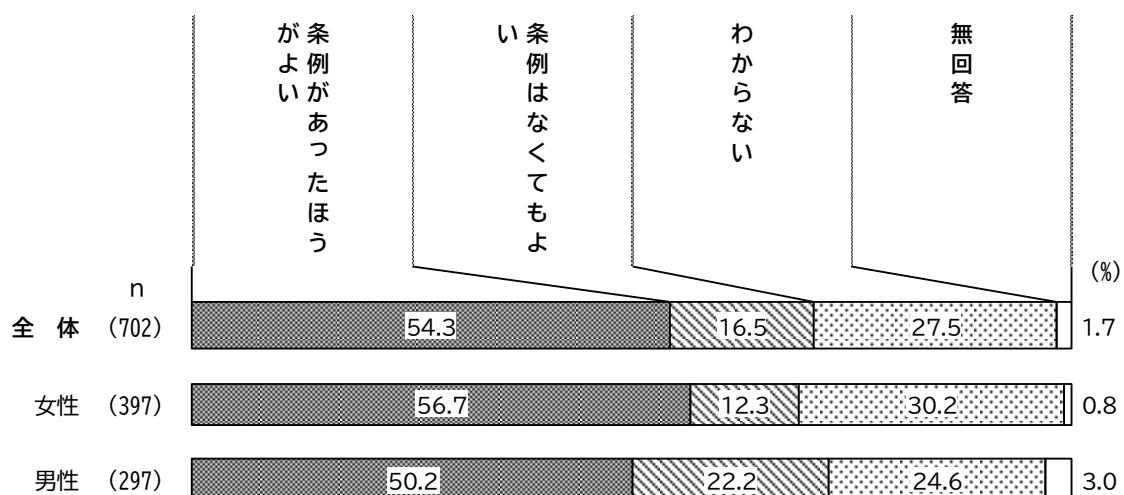
③西東京市の取り組み、男女平等に関する法律等の認知度

「『知っている』が『ジェンダー（社会的・文化的に作られる性別）』、『配偶者暴力防止法（DV防止法）』で過半数を占めています。一方で、『西東京市男女平等情報誌「パリテ」』、『西東京市男女平等推進センター パリテ』、『西東京市「女性相談」』で「まったく知らない」が7割台となっています。



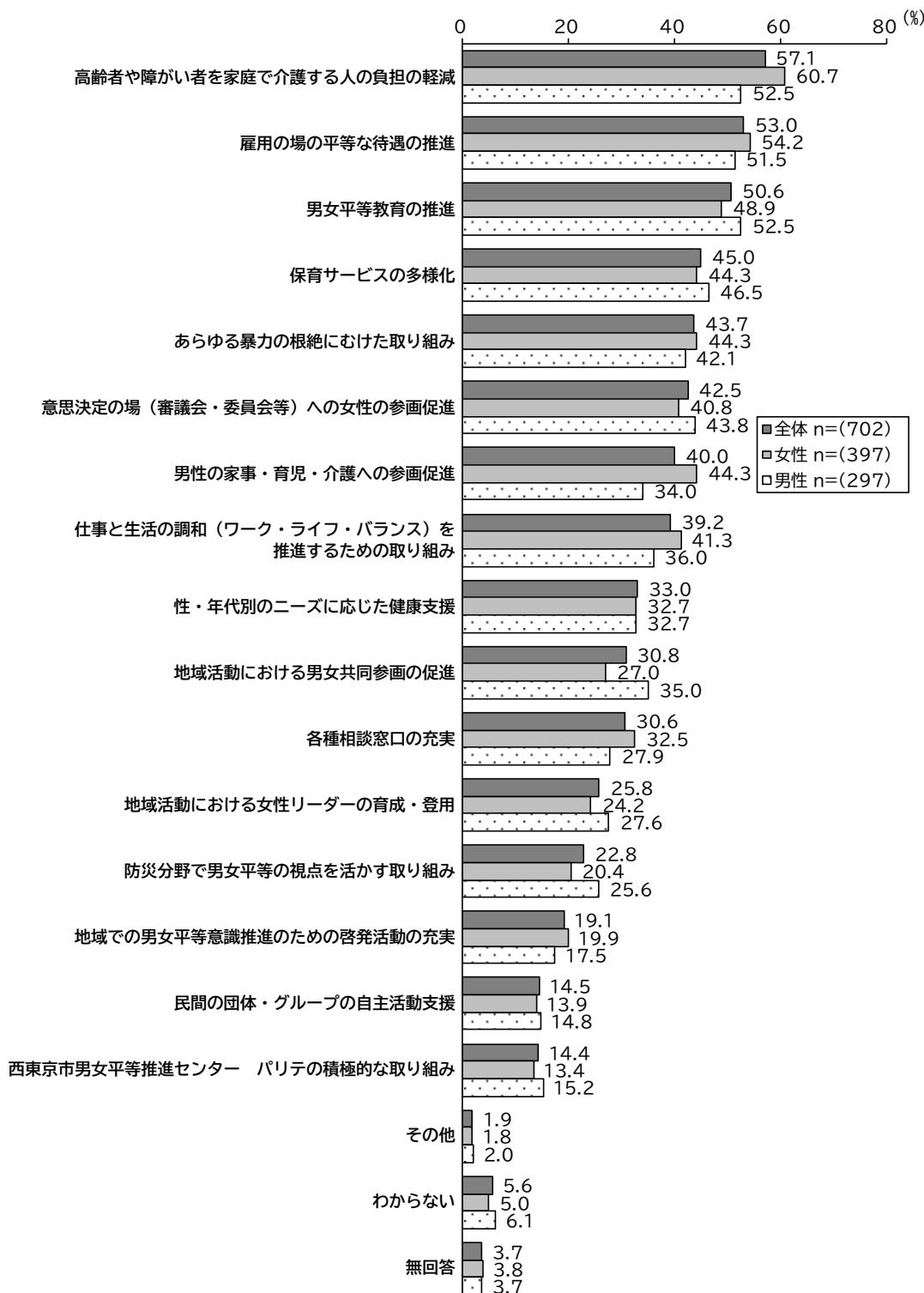
④男女平等推進条例制定についての意向

男女平等推進条例の制定について、「条例があったほうがよい」が「条例はなくてもよい」を大幅に上回っており、性別で見ても同様の傾向で男女共に「条例があったほうがよい」が過半数を占めています。



⑤西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策

西東京市が特に力を入れていくべき男女平等参画施策について、男女共に「高齢者や障がい者を家庭で介護する人の負担の軽減」、「雇用の場の平等な待遇の推進」、「男女平等教育の推進」が多くなっています。「男性の家事・育児・介護への参画促進」で女性が男性を10ポイント程度上回っています。



4. 西東京市第4次男女平等参画推進計画での取組

「西東京市第4次男女平等参画推進計画」の計画期間における主な取組について、基本目標ごとにまとめました。

■基本目標I 人権の尊重

【主な取組】

◇市民との協働による講座の開催

企画運営委員や参加団体と市による性的マイノリティに関する市民向けの講座や外国における男女平等参画の紹介等、市民と市の協働によって様々な講座を開催しました。

◇パリテマツリの開催

パリテマツリは実行委員との協働により、毎年、性的マイノリティに関する講座、父親向け講座等バラエティーに富んだ講座が企画されています。オンラインによる講座も開催しながら、男女平等参画についての情報発信や意識啓発を行うとともに、市民、団体等の活動やネットワークづくりの支援を行いました。

◇多様な性の理解促進

性的マイノリティに関する取組については、当事者団体との意見交換、市民向け講座や職員向け研修の開催、情報誌パリテに特集記事の掲載、パリテマツリへの団体の参加などを実施し、多様な性や生き方に関する理解の促進に努めました。また、当事者団体と市との協働によるイベントを実施しました。

◇女性相談の充実

電子申請による相談予約受付を開始し、24時間365日いつでも相談の予約申込ができるようにしました。また、市の公共施設の女性用トイレへの相談カードの設置や、女性相談に関する案内を市HPや、はなバスの車内広告に掲載するなどして、周知に努めました。

■基本目標II 地域における男女平等参画の推進

【主な取組】

◇活躍する女性の紹介

女性活躍応援事業を開始し、市内で起業した女性を講師として招いて講座を実施しました。また、情報誌パリテにて、市内で活躍する女性を紹介しました。

◇地域交流の活性化

市民協働推進センターゆめこらぼにおいて、市民主体の実行委員会方式でNPO市民フェスティバルを実施したほか、団体交流会を開催し、地域のNPO等市民活動団体が交流できる場づくりを行いました。

◇家庭や地域への男性参画の促進

パリテまつりにおいて、父親向けバルーンアート講座や、父親の育児に関する講座を開催し、情報誌パリテにおいて育児・介護休業法について特集するなど、地域における男性の参画に向けた取組を進めました。

■基本目標III ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進

【主な取組】

◇市内におけるワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進事例の把握

意識調査にあわせて、市内事業者にヒアリングを行いました。従業員のニーズに合わせたワーク・ライフ・バランスや女性活躍に関連した取組や休業・休暇制度等の導入状況や、取組を進める上で大切なことや課題等について聞き取りを行い、市内の事業者の実態や好事例を把握するとともに、今後の市内事業者への啓発や情報提供等を検討するまでの基礎資料としました。

◇女性の就労及びキャリア形成支援

女性活躍応援事業において、女性が生涯にわたって働き続けるビジョンを持ち、社会で活躍できるための支援を目的として、出産、子育て、介護等を理由に離職した女性や、就労に對して一步を踏み出せずにいる女性に対する講座を実施して、就労に向けたサポートを行いました。

■基本目標IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

【主な取組】

◇庁内の多様な性に関する理解促進

新規採用職員を対象とした男女平等参画に関する研修の中で、L G B Tに関する内容を設け、男女平等参画も含め職員の理解促進に努めました。

◇庁内の女性活躍に向けた取組の推進

職員の昇任支援研修を通じて、主任試験や管理職試験に向けたサポートを行いながら、職員の昇任意欲の向上と、組織全体の活性化を図りました。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

**お互いが認め合い、
一人ひとりが個性と能力を発揮して
自分らしく輝ける社会をめざす**

2. 計画の基本的視点

以下の3つの視点をもって、基本理念の実現に向けて取り組みます。

◆人権の尊重

私たちは、誰もが社会のあらゆる場において性別等にかかわらず人権が守られる社会をめざします。

◆男女平等参画

私たちは、誰もがあらゆる分野に対等に参画し責任を分かち合い、活躍できる社会をめざします。

◆多様性の尊重

私たちは、誰もが国籍、性的指向・性自認等にかかわらず多様な在り方を尊重し、認め合える社会をめざします。

3. 基本目標と重点課題の設定

社会情勢の変化や市の状況等を踏まえ、4つの基本目標を設定し、重点的に取り組む課題として重点課題を設定し、取組の強化を図ります。

4. 計画の体系

基本理念

視 点

基本目標

お互いが認め合い、一人ひとりが個性と能力を發揮して自分らしく輝ける社会をめざす

人権の尊重

私たちは、誰もが社会のあらゆる場において性別等にかかわらず人権が守られる社会をめざします。

男女平等参画

私たちは、誰もがあらゆる分野に対等に参画して責任を分かち合い、活躍できる社会をめざします。

多様性の尊重

私たちは、誰もが国籍、性的指向・性自認等にかかわらず多様な在り方を尊重し、認め合える社会をめざします。

基本目標Ⅰ

人権と多様性を尊重する意識の醸成

基本目標Ⅱ

女性の活躍の推進とワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)

基本目標Ⅲ

あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援

基本目標Ⅳ

男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

課題（★は重点課題）

施 策

I-1★ 固定的性別役割分担意識の解消

(1)男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進と人権意識の醸成

(1)男女平等・人権に関する教育・学習の実施
(2)保護者・関係者等の男女平等意識・人権尊重意識の啓発

I-3★ 性的指向・性自認等の理解促進

(1)多様な性に関する情報提供や意識啓発

I-4 誰もが共に参画できる地域活動の推進

(1)多様な視点を持った地域活動の推進

I-5 多様な視点による防災・減災のまちづくりの推進

(1)防災対策における女性の参画拡大
(2)多様な視点を取り入れた地域防災活動の推進

女性活躍推進計画

II-1★ 経済活動における女性活躍の推進

(1)女性の就労及びキャリア形成支援
(2)市内の事業所における女性の活躍の推進
(3)女性の起業、コミュニティビジネス等への支援

II-2 政策・方針決定過程への女性参画の促進

(1)審議会・委員会等への女性の積極的登用
(2)女性リーダーの育成と参画の促進

II-3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供
(2)ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ

II-4 男性の家事・育児・介護への参画促進

(1)男性の家事・子育てへの参画促進
(2)男性の介護への参画促進

II-5 子育てへの支援

(1)子育て支援サービスの充実
(2)地域での子育て支援の促進

II-6 介護への支援

(1)地域での支え合いのしくみづくり
(2)家族介護者への支援

配偶者暴力対策基本計画

III-1★ 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と被害者支援

(1)暴力の未然防止と早期発見
(2)相談体制の充実
(3)被害者の安全の確保と支援
(4)体制整備に向けた取組の強化

III-2 あらゆる暴力の防止（セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等）

(1)暴力の防止に向けた意識啓発
(2)暴力の被害者に対する支援

III-3 生涯にわたる健康支援

(1)からだと性に関する正確な情報の提供
(2)性差に応じた健康支援

（仮称）困難女性支援基本計画

III-4 様々な困難を抱える女性への支援

(1)ひとり親家庭や生活困窮者等への支援
(2)困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備

IV-1★ 庁内推進体制の充実

(1)男女平等参画に関する職員の理解促進
(2)誰もが働きやすい職場環境の整備
(3)職場における女性活躍の推進
(4)男女平等推進条例の検討

IV-2 男女平等参画推進計画の進行管理

(1)市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

第4章 計画の内容

■課題1 固定的性別役割分担意識の解消

男女平等参画社会の実現を阻害する要因の一つに、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方、いわゆる「固定的性別役割分担意識」があります。

市の調査では、固定的性別役割分担意識について解消されていないと回答する女性の割合が前回調査から増えており、依然として固定的性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。また解消されていると回答する割合も女性で約5割、男性で約7割と、意識に男女差もみられる状況です。

性別等にかかわらず一人ひとりが互いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる場や慣習等に根付いている固定的性別役割分担意識の解消に引き続き取り組むことが重要です。

施策（1）男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

固定的性別役割分担意識の解消に向けて男女平等参画に関する情報提供を行い、市民意識の醸成を図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	情報の提供	男女平等参画について、情報誌、市報、市ホームページ、SNSなどさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課
2	各種講座の開催	男女平等意識の浸透と定着を図るために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課 子ども家庭支援センター 公民館
3	資料の収集と図書の貸し出し	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、資料の収集や図書の貸し出し及び本の紹介を行います。	協働コミュニティ課 図書館
4	パリテまつりの開催	パリテまつりを開催し、市民と協働で男女平等参画についての意識啓発や情報提供を行います。	協働コミュニティ課

■課題2 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進と人権意識の醸成

幼少期は身近な環境の影響を受けやすいため、家庭や学校、地域等において男女平等参画の視点に配慮された環境で、性別等によらず誰もが個人として尊重され、主体的に多様な選択ができることが、男女平等参画社会の実現につながります。市の調査でも、男女平等参画を推進するために学校教育の場で必要な対策として性別によらず能力を生かせるよう配慮した指導が求められています。

そのためにも、保護者や教職員、地域等で子どもに関わる大人が男女平等や人権についてきちんと理解していることが大切です。子どものみならず、あらゆる年齢層に対して男女平等に関する教育・学習の機会を提供し、男女平等・人権意識の向上を図る必要があります。

施策（1）男女平等・人権に関する教育・学習の実施

幼少期から男女平等意識を育む教育・学習や、自分や他者を思いやる人権教育を実施し、子どもが固定的性別役割分担意識を持たず、自分らしい生き方を主体的に選択できるよう取り組みます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	学校等における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や教育活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を推進します。	教育指導課
2	キャリア教育の実施	児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を発揮できる進路を選択できるように、キャリア教育を行います。	教育指導課
3	関係図書の紹介等	保育園や児童館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などの紹介等を行います。	幼児教育・保育課 児童青少年課

施策（2）保護者・関係者等の男女平等意識・人権尊重意識の啓発

保護者や保育士、教職員等、子どもの育ちに関わる人に対して、男女平等や人権に関する意識啓発と正しい理解の促進に取り組みます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	子育て情報誌の作成・配布	男性と女性が共に子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子育て支援課
2	保育士等職員を対象とした啓発	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、啓発を行います。	幼児教育・保育課 児童青少年課
3	教員の研修の実施	教員が男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるような研修を実施します。	教育指導課
4	民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発	民生委員・児童委員や自治会・町内会長などの地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課 地域共生課

■課題3 性的指向・性自認等の理解促進

性別等にかかわらず、誰もが互いを尊重し、多様な生き方を認め合うことが大切であり、その性的指向・性自認等によって不利益を被ることはあってはならないことです。

性的マイノリティに関する社会の関心は急速に高まっています。しかし、性的指向・性自認等への理解が進んでいないことによる差別や偏見は依然として残っており、性的マイノリティの人は様々な生活上の困難に直面しています。

市の調査によると、必要な当事者支援として市のサービスを利用するための環境整備、市民・企業等への意識啓発が求められています。多様性を尊重する社会の実現に向けて、差別や偏見、それに基づく慣行等を解消することが重要です。

施策（1）多様な性に関する情報提供や意識啓発

性的指向・性自認等に関する正しい理解促進に向けた取組を強化し、多様な性や多様な生き方に対する意識醸成を図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	多様な性に関する理解の促進  強化	性的マイノリティの理解に向けた講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様性に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課
2	各種サービスを利用しやすい環境整備の推進  新規	東京都パートナーシップ宣誓制度の活用をはじめとして、性的マイノリティの市民が市役所のサービスを利用しやすい環境整備を推進します。また、民間団体等への理解促進を進めます。	協働コミュニティ課

■課題4 誰もが共に参画できる地域活動の推進

少子高齢化の進展する現代において、地域の中に多様な住民が対等に参画し、協力して活動することで、活力ある地域づくりにつながります。しかし、市の調査によると、地域活動において、男性優遇と感じる女性の割合が約5割を占めており、男性の約3割と比べると不平等感を強く感じていることがうかがえます。

あらゆる人が対等な立場で地域活動に参画できるよう、地域における男女平等参画の推進に取り組む必要があります。

施策（1）多様な視点を持った地域活動の推進

市民活動団体等の地域における活動に多様な視点が反映されるよう、男女平等に関する学習機会の提供や働きかけを行います。

事業番号	事業	内容	担当課
1	市民活動団体への学習機会の提供	市民活動団体が男女平等参画の視点をもって活動できるように、パリテマツリへの参加等を通じて、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課
2	市民活動団体との協働事業の実施	男女平等参画の視点をもった市民団体と協働して地域活動等の事業を実施します。	協働コミュニティ課
3	多文化共生事業等の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域で共に暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課

■課題5 多様な視点による防災・減災のまちづくりの推進

近年、各地で自然災害が頻発しており、それに伴い防災分野における男女平等参画の視点について課題が指摘されています。災害等の緊急時には性別や年齢、障害の有無等によって受け影響は異なります。特に女性や子どもはより大きな影響を受けることが多く、避難所におけるおむつや生理用品の不足といった問題に加え、DVや性暴力といった問題が発生しています。避難所ではプライバシーの確保が大きな課題となっており、性別等に配慮するとともに誰もが安全・安心に避難生活が送れるよう運営に取り組む必要があります。

令和4（2022）年度の西東京市の防災会議における女性委員の割合は14.3%となっており、多摩26市の中では20番目と低い状況です。防災分野における方針決定の場への女性登用を促進し、男女平等の視点から防災・減災対策に取り組むことが必要です。

施策（1）防災対策における女性の参画拡大

避難所をはじめ防災分野に男女平等の視点を活かすために、防災会議や防災市民組織等の方針決定の場への女性登用の働きかけを行います。

事業番号	事業	内容	担当課
1	防災会議における女性の参画	災害時の避難、避難施設の設置・運営、避難施設の備品等に女性の意見が反映されるように、防災会議に女性委員を増やすことに努めます。	危機管理課
2	防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成	防災市民組織に女性の登用を促し、女性の意見が適正に反映させられるように努め、防災市民組織における女性のリーダーの育成に努めます。	危機管理課

施策（2）多様な視点を取り入れた地域防災活動の推進

性別等により支援ニーズが異なることを踏まえ、避難所運営等に男女平等参画の視点を取り入れて取組を進めます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	避難施設運営組織における女性の参画	避難施設においては、妊婦や子育て家庭を含めた女性への配慮が必要となることから、避難施設運営組織への女性の参画を図ります。	協働コミュニティ課 危機管理課 教育企画課
2	災害時要援護者の支援	特に要介護高齢者、障害者等の避難生活の支援において、男女双方の視点を踏まえます。	危機管理課
3	多様なニーズに配慮した避難物資の整備	避難生活においては、ニーズに違いがあることから、多様な視点に配慮して必要な避難物資を整備します。	危機管理課

■課題1 経済活動における女性活躍の推進

社会慣行や職場等に根強く残る固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・差別等を理由に本来の能力が正当に評価されず、管理職への登用や職務内容、賃金等において男女格差が生じていることが指摘されています。

市の調査によると、職場において男性優遇と感じる割合は男女共に過半数を占めており、職場はいまだ男性優位の状況にあるとうかがえます。また、令和2（2020）年の西東京市の女性の年齢別労働力率は平成27（2015）年をどの年代でも上回っており、働く女性が増えてきていますが、25～29歳をピークにその後下がっていく傾向は変わっておらず、結婚や妊娠・出産、育児等を理由に離職せざるを得ない女性が依然としていることが考えられます。

働きたい女性が能力を十分に発揮して職場で活躍できる環境づくりを進めるために、就労の場における固定的性別役割分担意識の解消や女性がチャレンジできる機会の提供に取り組むことが必要です。

施策（1）女性の就労及びキャリア形成支援

子育て等で離職した女性の再就職や女性が希望するキャリア形成等、働くことを希望する女性それぞれに合わせた就労支援を進めます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	就職相談の実施と情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、女性の就労機会の拡大を図ります。	産業振興課
2	女性の就労準備講座等の実施	出産や子育て等により離職した女性のために、就労準備講座、再就職支援講座を開催します。	協働コミュニティ課 産業振興課
3	働く女性のキャリア形成支援	働く女性のキャリア形成に関する情報の提供を行います。	協働コミュニティ課

施策（2）市内の事業所等における女性の活躍の推進

市内事業所等へ女性活躍に関する国の動向や取組事例等の情報提供を行い、意識啓発と女性活躍推進に向けた取組の働きかけを図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の働きかけ	市内企業や事業者に対し、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取組を働きかけます。	協働コミュニティ課
2	女性農業者の支援	女性農業者等の意見を聞く機会を設けることや、女性農業者への情報提供等の支援を行います。	産業振興課

施策（3）女性の起業、コミュニティビジネス等への支援

女性の起業やコミュニティビジネスの促進に向けて、事業の立ち上げに必要な支援等を行います。

事業番号	事業	内容	担当課
1	起業に関する支援と相談の実施	女性の働き方サポート推進事業を推進するほか、商工会を始めとする創業支援事業者等において実施する創業スクール、セミナー及び個別相談などへの支援を行います。	産業振興課
2	コミュニティビジネス等に関する情報提供	市民協働推進センターゆめこらぼ等において、市民活動・コミュニティビジネスに関する情報提供、相談、講座・セミナー、交流支援などを行います。	協働コミュニティ課

■課題2 政策・方針決定過程への女性参画の促進

男女平等参画社会の実現には、性別等によらず様々な人があらゆる意思決定の場に対等に参画し、多様な視点や価値観が反映される必要があります。

令和5（2023）年4月1日時点で西東京市の審議会等における女性委員の割合は3割を超えており、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性委員の割合を30%程度とするといった国の目標は上回っています。一方で、市の委員会等における女性委員の割合は1割台半ば程度にとどまっている状況です。また、市の調査においても市議会、市の審議会、市職員における管理職のいずれでも女性の割合を増やすべきという回答が男女共に過半数を占めています。

活力ある社会づくりに向けて社会のあらゆる場面に性別等によらず多角的な視点を取り入れるために、市の政策・方針決定過程への女性登用の促進や、働く場や地域社会において女性のリーダーシップが発揮されるよう取り組むことが必要です。

施策（1）審議会・委員会等への女性の積極的登用

市の政策・方針決定過程における女性の登用を促進するために、女性の少ない審議会・委員会等への女性の参画比率向上に向けた働きかけを行います。

事業番号	事業	内容	担当課
1	審議会等における女性委員登用率の向上と環境整備	審議会や委員会等に女性が参画しやすいように、環境整備に努め、女性の登用に努めます。	協働コミュニティ課 関係各課

施策（2）女性リーダーの育成と参画の促進

地域で活動する女性を支援することで、地域活動のリーダーとなる女性の育成を促進します。

事業番号	事業	内容	担当課
1	地域を担う女性リーダーの育成	講座、講演会等で女性講師を登用することなどにより、地域の女性リーダーに活躍の場を提供します。	協働コミュニティ課

■課題3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭生活、個人の生活等のバランスを取りながら多様な生き方を選ぶことができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、生涯を通じて誰もがやりがいや充実感を持っていきいきと生活する上で必要不可欠です。

しかし、市の調査において、生活の中の優先度について希望としては「家庭生活と個人の生活」を優先したいと考えている回答が全体で最も多い一方で、現実には「仕事」を優先が最も多く、希望と現実の乖離が見受けられます。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、事業所にとっても多様な人材の確保や生産性の向上といった効果をもたらします。新型コロナウイルス感染症拡大に伴いテレワークの導入等の柔軟な働き方が広まりをみせていますが、これを一過性のものとせず、市民や事業所に対してワーク・ライフ・バランスについて啓発を行い、働きやすい職場づくりに向け取り組むことが必要です。

施策（1）ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供

ワーク・ライフ・バランスの重要性の理解促進と考え方や取組の普及に向けて、市民に対して啓発や情報提供を積極的に行います。

事業番号	事業	内容	担当課
1	啓発と情報の提供	市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課
2	多様な働き方に関する情報の提供	市民を対象に、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	協働コミュニティ課 産業振興課

施策（2）ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ

誰もが働きやすく、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備に向けて、市内企業や事業所に対し情報提供や意見交換の場の設定や、ワーク・ライフ・バランスに関する取組の後押しを図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	市内事業者団体に対する情報の提供	市内事業者団体に対し、男女平等参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や意見交換を行います。	協働コミュニティ課
2	ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取組を紹介します。	協働コミュニティ課

■課題4 男性の家事・育児・介護への参画促進

社会のあらゆる場においてワーク・ライフ・バランスの推進や女性活躍の推進に関する取組が進められたことで、共働き世帯の増加や女性の社会進出の推進といった一定の効果がみられますが、依然として家事等の負担は女性に偏っています。

市の調査において、家事・育児・介護に携わっている時間は平日・休日共に女性は3～5時間未満が最も多いのに対し、男性は30分～1時間未満が最も多く、女性と男性で家事等に携わる時間に違いがみられます。また、育児休業の取得経験のある男性は4.7%以下となっており、女性が16.6%であるのに比べて男性の取得経験は少ない状況です。

男性が家事・子育て・介護へ参画することについて、積極的に本人や周囲の理解促進を図り、誰もがともに主体的に家庭生活に参画できる環境づくりを進める必要があります。

施策（1）男性の家事・子育てへの参画促進

男性が家事・子育てへ積極的に参画するために、男性自身や職場等の理解促進に向けて男性の家庭生活への参画に関する啓発や情報提供を図り、意識醸成を図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	男性向け家事・育児等に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参画の促進につながるような情報を提供するとともに、学習の機会を提供します。	協働コミュニティ課 健康課 公民館

施策（2）男性の介護への参画促進

男性の介護休業の取得を促進するとともに、介護に関する知識や技術の習得に向けて支援を行います。

事業番号	事業	内容	担当課
1	介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課 職員課 高齢者支援課
2	介護講座の開催	高齢者を介護している家族等に対して、介護に必要な知識や技術の習得等を目的として講座等を開催します。	高齢者支援課

■課題5 子育てへの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、共働き世帯が増加する中、市において保育サービス・子育て支援の充実を図ることの重要性がより一層増しています。

市の調査においても、女性が再就職を希望する際に役立つものとして「再雇用制度」や「短時間勤務制度、フレックスタイム制度」に続いて「保育所、学童保育など育児をしやすい環境の充実」が挙げられています。また、女性が離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこととしても「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が求められています。

子育てと仕事を両立し、誰もが共に子育てを担うことができるよう、多様なニーズに対応した保育サービス・子育て支援を拡充し、市民の子育て環境の整備を進めます。

施策（1）子育て支援サービスの充実

誰もが自分の希望するワーク・ライフ・バランスを実現しながら安心して子育てができるよう、相談体制の充実や保育サービスの拡充等を進めます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	子育てに関する相談の実施	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	関係各課
2	保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
3	子育て家庭に対する経済的な支援	子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策を実施します。	幼児教育・保育課 学務課

施策（2）地域での子育て支援の促進

多様なニーズに合わせたきめ細やかな支援ができるよう、地域での子育て支援の拡充を図ります。また、安心して子育てができるよう、子育てにおける不安等の解消に向けて地域の子育て家庭の交流の機会を提供します。

事業番号	事業	内容	担当課
1	地域で子育てを支え合う保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターの整備・充実を図ります。	幼児教育・保育課
2	子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。	児童青少年課 子ども家庭支援センター 公民館

■課題6 介護への支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、介護を支えることも重要です。介護者が抱えやすい肉体的・精神的負担感の軽減のために関係機関・団体等との連携を図り、地域全体で介護を支える取組が必要になります。

西東京市人口推計調査報告書（令和4（2022）年11月）によると、西東京市の高齢化率は令和4（2022）年では24.2%となっており、令和24（2042）年には31.3%になることが見込まれ、今後も介護ニーズは増加することが考えられます。また、市の調査では、男女共に介護休業の取得率は5%に満たない状況ですが、「必要が生じれば取得する」は5割以上を占めており、介護休業の取得には前向きであることがうかがえます。

介護者が介護だけを選択せざるをえない状況にならないよう、介護者に寄り添ったきめ細かな支援に取り組み、介護に関する負担を軽減することが必要です。

施策（1）地域での支え合いのしくみづくり

高齢者や障害者の見守りも含め地域で介護を支え合えるよう、地域の福祉に関する相談や情報の提供に加え、ネットワークの形成や、NPOやボランティア団体等との協働を進めます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	地域での福祉に関する相談と情報の提供	介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、相談体制の充実を図ります。	地域共生課 高齢者支援課 障害福祉課
2	地域で支え合う体制の充実	ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等地域で支え合う体制の充実を図ります。	地域共生課 高齢者支援課

施策（2）家族介護者への支援

介護者の負担軽減のために、介護に関する情報共有や相談の場を提供するほか、介護者に寄り添った支援のために関係機関等と連携強化を図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	家族介護者への情報の提供	家族介護者の負担を軽減するために、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。	高齢者支援課 障害福祉課
2	専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門職による相談事業や家族介護者の会を実施するほか、支援者となる関係機関の連携を強化します。	高齢者支援課

■課題1 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援【配偶者暴力対策基本計画】

配偶者等からの暴力は、家庭内等の周りから見えにくい場所で起こることが多いことや、加害者の罪の意識が薄いことから潜在化しやすく、周囲が気づかないうちに深刻化してしまうことがあります。暴力は被害者的心への影響も大きく、さらに子どもの前で行われる配偶者等からの暴力は面前DVとも言われ、子どもの心身の成長に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

市の調査によると、配偶者等から暴力を受けた経験のある人は全体で1割程度を占めています。しかし、「相談するほどのことではないと思ったから」、「相談しても無駄だと思ったから」、

「我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから」といった理由から被害を受けた人の半数以上が相談していません。

暴力は重大な人権侵害です。配偶者等からの暴力の根絶に向け、暴力を容認しない、未然に防ぐことのできる社会に向け、意識啓発や情報提供を強化する必要があります。また、早期発見、被害者の安全確保と自立支援といった取組の充実が必要です。

施策（1）暴力の未然防止と早期発見

配偶者等からの暴力やデートDV等の防止に向けて意識啓発や情報提供を行います。また、関係機関等との連携強化をすることで、被害の早期発見を図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	様々な媒体による啓発	DVの未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、市HP、SNS、パンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課
2	自立支援の実施	DV被害者等の自立を支援するため、講座等を実施します。	協働コミュニティ課
3	早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	DVの早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携を進めます。	協働コミュニティ課

施策（2）相談体制の充実

被害に悩んでいる人を取りこぼさないよう、様々な相談窓口の周知を強化し、相談を受けたところから適切な場所へとつなげられるように体制を整備します。また、一人ひとりに合わせたきめ細やかな相談対応を行います。

事業番号	事業	内容	担当課
1	一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、ひとり親相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を実施します。	協働コミュニティ課 関係各課
2	相談窓口の周知と情報の提供	様々な相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課
3	男性相談のあり方の検討	男性が抱える問題等についての相談事業のあり方について検討します。	協働コミュニティ課

施策（3）被害者の安全の確保と支援

被害者の安全を確保し、プライバシーに配慮した支援の実施や、被害者とその子ども等が安心して自立した生活が送れるよう自立支援に取り組みます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	被害者家族への支援	DV被害者やその子どもの安全を確保するため、一時避難できる場所の提供等を行います。	協働コミュニティ課
2	関係部署間の連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、子どもの心のケアへの支援や保育・就学、必要な行政サービスを利用できるよう支援を行います。	協働コミュニティ課 健康課 生活福祉課 子育て支援課 学務課

施策（4）体制整備に向けた取組の強化

被害者が安心して相談でき、適切な対応を受けられるよう、庁内においてDVに関する理解促進を図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	職員研修の実施	庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課
2	関係機関との連携の強化	DV被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を通じ、関係機関との連携を強化します。	協働コミュニティ課 関係各課
3	相談員の資質向上	相談員の資質向上を支援するための研修や専門家を講師としたケース検討等を実施します。	協働コミュニティ課

■課題2 あらゆる暴力の防止 (セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする様々なハラスメントや、ストーカー、性暴力、子どもや若年層に対する暴力等は、被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害です。

市の調査では、全体で約4割の人が職場等でハラスメント被害を受けたと回答しています。男女共にパワー・ハラスメントの被害経験が多くなっていますが、女性ではセクシュアル・ハラスメントが16.4%で男性の4.0%を大きく上回っています。

近年では、スマートフォンの普及によりインターネット・SNS等を通じた性被害が増加しており、若年世代に対する性暴力の手口の巧妙化も問題となっています。また、こうした暴力は年齢や性別等は関係なく起こりうることです。一人ひとりが日常生活の中に潜む様々な暴力に気づき、暴力の未然防止や被害者に寄り添った行動をとることができるように意識啓発に取り組みます。

施策（1）暴力の防止に向けた意識啓発

あらゆる暴力の防止に向けた意識づくりのために、年代に合わせた周知啓発や学習機会の提供に取り組みます。また、職場におけるハラスメント等を防止するために、事業所等に向けた意識啓発を行います。

事業番号	事業	内容	担当課
1	情報提供と学習機会の提供	あらゆる暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	協働コミュニティ課
2	市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課
3	市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、あらゆる暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課 職員課 教育指導課

施策（2）暴力の被害者に対する支援

被害者を適切な支援につなぐことができるよう、関係機関等と連携した相談の実施や支援体制の充実を図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	相談の実施	教育相談、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等と連携し必要な支援を行います。	教育支援課
2	女性相談の実施	女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課

■課題3 生涯にわたる健康支援

一人ひとりが互いの身体的性差を十分に理解し、相手に思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会の実現に不可欠です。

市の調査において、男女平等参画を推進するために学校教育の場で必要な対策として「子どもの成長と発達に応じた性教育を行う」が6割以上となっており、幼少期から正しい知識を得て理解を深めることが求められています。

また、心身の状況はライフステージに応じて大きく変化し、性別によって特有の健康上の問題等もあります。誰もが自らの健康に関して適切な情報を得て安心して生活することができるよう、性別にかかわりなく健康に関する情報やリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識を身につけられるよう、幅広く意識啓発や情報提供等の支援を進める必要があります。

施策（1）からだと性に関する正確な情報の提供

発達段階に応じた性教育による正しい知識や、不妊治療の情報など、性別にかかわらずリプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解が定着するように、様々な機会を通じて意識啓発や教育を実施します。

事業番号	事業	内容	担当課
1	発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだと性に関する正しい知識を身につけ、自他共に尊重できることを目標に性教育を実施します。	教育指導課
2	性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、誰もが正しい知識を持って、安心して妊娠・出産を迎えられるよう情報の提供に努めます。	健康課

施策（2）性差に応じた健康支援

性差やライフステージに応じた健康課題に関する正しい情報提供や、検査の充実を図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	女性・男性特有の病気に対する予防と検査の実施	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症、前立腺がんなどの予防と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報、性感染症に関する情報等の提供に努めます。	健康課

■課題4 様々な困難を抱える女性への支援【(仮称) 困難女性支援基本計画】

国の賃金構造基本統計調査によると、所定内給与額の男女間格差は緩やかに縮小しているものの、令和3（2021）年の所定内給与額は女性が302.5千円、男性が396.8千円と、依然として女性は男性の7割強の水準に留まっています。男性中心型労働慣行等の雇用・経済社会における男女の違い等を背景として、女性は貧困等の生活上の困難に陥りやすく、就業状況が不安定なひとり親家庭や就労が困難な単身世帯等は特に経済的困窮が懸念されます。

また、令和2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症拡大により、非正規労働者が多い女性の雇用が失われる等、就業をはじめとする様々な問題が顕在化しました。国の労働力調査によると、緊急事態宣言の発出された令和2（2020）年4月は前月に比べて、就業者の減少が、女性は70万人、男性は39万人と、女性就業者数が男性に比べて大きく減りました。

また、女性であることに加えて、高齢、障害、外国籍であったり外国にルーツを持っていたりするなど外国につながりがあること等を理由に困難を抱えている場合、さらに複合的な困難を抱える恐れがあります。様々な困難に直面している人が安心して暮らせるように環境整備を進めることに加え、その人の状況に応じたきめ細やかな支援を行う必要があります。

施策（1）ひとり親家庭や生活困窮者等への支援

ひとり親家庭や経済的困窮に直面している人が安定した生活を送ることができるよう、相談体制の充実や自立に向けた支援を行います。

事業番号	事業	内容	担当課
1	生活に関する相談の実施	ひとり親家庭や経済的困窮に対する相談や支援に取り組みます。	地域共生課 子育て支援課
2	ハローワーク等との連携による就業支援	ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭の就業機会の拡大を図ります。また、給付金事業等の周知を図ります。	子育て支援課

施策（2）困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備

複合的な困難を抱える女性が支援制度等からこぼれ落ちてしまうことがないよう、関係機関等と連携し、様々な分野や多様な視点から支援を行います。

事業番号	事業	内容	担当課
1	女性相談の実施 (再掲)	 女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課
2	各種関連機関との連携の実施	 (仮称) 困難女性支援調整会議を通じ、支援に必要な関係機関、民間団体との連携を図ります。	協働コミュニティ課 関係各課

■課題1 庁内推進体制の充実

市が率先して職員の働きやすい環境づくりや女性登用等の取組を進め、男女平等参画のモデルを示すことは、市民や市内事業所等の男女平等参画の実現において重要です。しかし、市の調査によると、昇進・昇格において男性優遇を感じていると回答した女性の割合は4割以上を占め、男性の2割台半ばを上回っています。また、能力発揮の機会でも男性優遇は女性で約3割、男性で1割台半ばと差がみられ、市役所内においても不平等を感じている職員がいる状況です。

市民、市内事業所の規範となるよう、まず職員一人ひとりが男女平等参画について正しく理解し、男女平等参画意識を高めて施策を進める必要があります。

施策（1）男女平等参画に関する職員の理解促進

男女平等参画の視点を踏まえて施策を推進できるよう、職員の男女平等参画に関する正しい理解促進を図ります。

事業番号	事業	内容	担当課
1	職員の意識実態調査の実施	男女平等参画に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。	職員課
2	職員研修の実施	男女平等参画に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課 職員課
3	市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底	市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等参画の視点が徹底されるよう、庁内に周知するとともに、作成したガイドラインの具体例について更新を行います。	協働コミュニティ課 秘書広報課

施策（2）誰もが働きやすい職場環境の整備

市内事業所の模範となってワーク・ライフ・バランスの推進等職場環境の整備を進めるために、庁内において働きかけを強化します。

事業番号	事業	内容	担当課
1	庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ	職員に向けてワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、職員一人ひとりが健康に働くことができ、また、働きやすい職場環境となるよう取り組みます。	職員課

施策（3）職場における女性活躍の推進

市の施策をはじめ市政のあらゆる場面において男女平等参画の視点が反映されるために、女性に比べて男性が多く就いている市役所内の管理的立場への女性登用を促進し、誰もが十分に能力を発揮できる環境づくりを進めます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	性別に偏らず管理的立場を目指せる環境整備	研修等を活用して、管理的立場における人材の育成に努めます。また、性別に偏らず積極的に管理職試験を受験できるよう、環境を整えます。	職員課
2	女性職員の活躍推進に向けた取組の実施	「西東京市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員が働きやすい環境づくりを行います。	職員課

施策（4）男女平等推進条例の検討

男女平等参画社会の実現に向けて市の施策をさらに展開させるための条例の制定に向けた検討委員会の設置や、苦情処理機関の設置の検討を引き続き進めます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	条例検討委員会設置の検討	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するため、条例検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課
2	苦情処理機関設置の検討	男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理機関の設置を検討します。	協働コミュニティ課

■課題2 男女平等参画推進計画の進行管理

男女平等参画に向けた施策を着実に推進するために、計画の目標達成に向けて進捗状況を把握することが重要です。計画の進捗状況を庁内関係部署や男女平等参画推進委員会にて点検・評価し進行管理を行うことで、改善策の検討や課題解決を図ります。

施策（1）市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

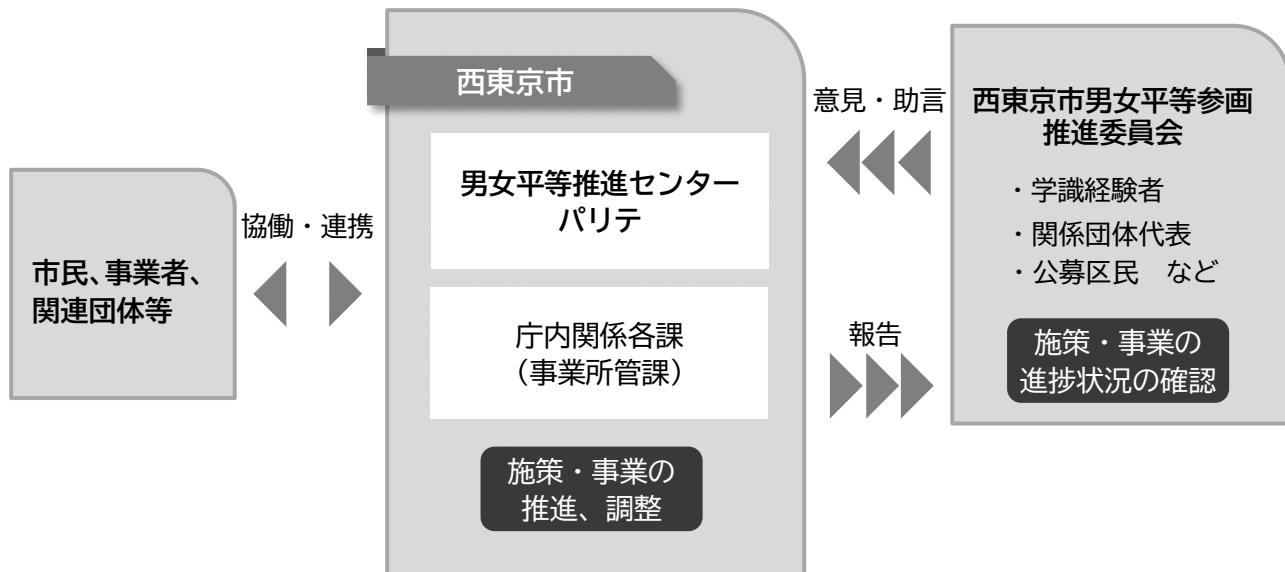
恒常的な市民参画の組織である男女平等参画推進委員会を開催し、男女平等参画社会の実現に向けた課題とその解決に向けた検討を行います。また、委員会において毎年度計画に掲げた事業の進捗状況を評価し、プランの実行性を高めるための検討を進めます。

事業番号	事業	内容	担当課
1	男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課
2	事業評価の実施	男女平等参画推進委員会において、計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

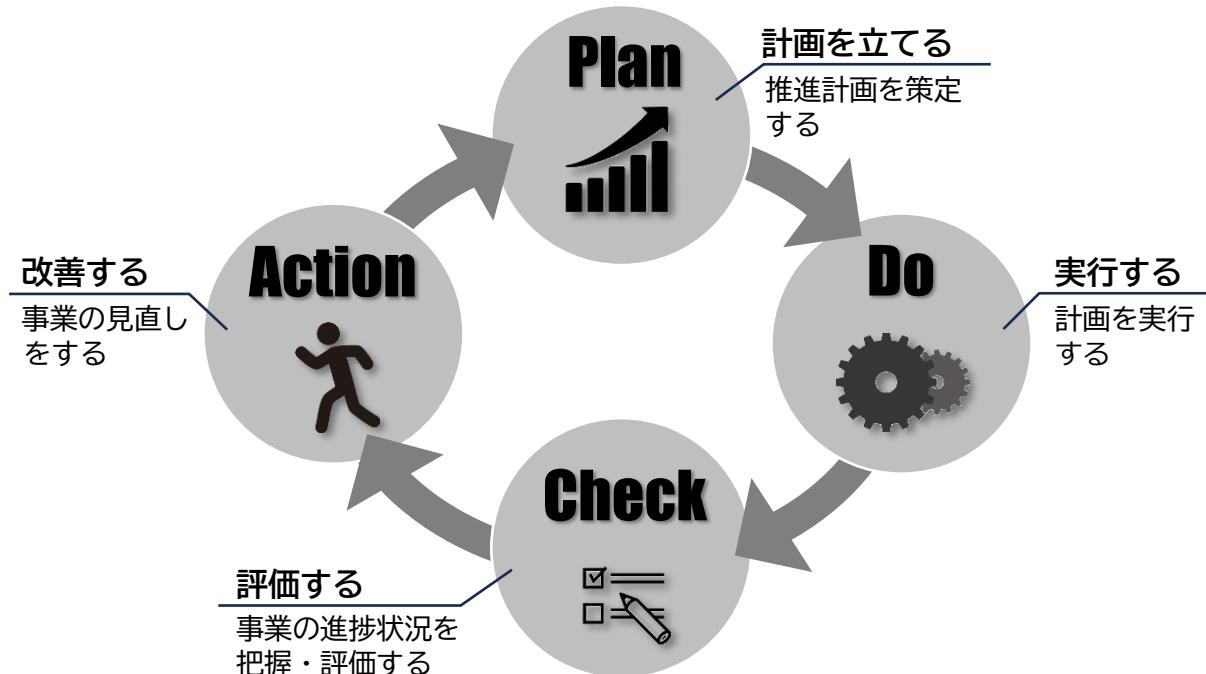
男女平等参画に向けた施策を着実に推進するために、市だけでなく、市民や事業者、関係機関等がそれぞれの立場で、連携・協力して取組を実践していきます。



2. 計画の進行管理

計画の着実な進行を管理するために、進捗状況を毎年調査して把握するとともに、庁内関係部署や男女平等参画推進委員会にて点検・評価し進行管理を行うことで、改善策の検討や課題解決を図ります。

また、計画・実行・評価・改善のP D C Aサイクルを繰り返すことで計画の実効性を高めながら、施策を展開していきます。



3. 指標の設定

本計画では、課題ごとに指標と目標値を定め、取組を進めていきます。

◆基本目標Ⅰ 人権と多様性を尊重する意識の醸成

	指標	現状値	目標値
課題 1	男女の固定的性別役割分担意識について、反対と思う人の割合を増やす (市民調査*)	— (令和4年度)	70% (令和9年度)
課題 2	社会全体として、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす (市民調査)	16.2% (令和4年度)	30% (令和9年度)
課題 3	「LGBT」、「SOGI」について、「内容まで知っている」人の割合を増やす (市民調査)	LGBT : 68.2% SOGI : 18.4% (令和4年度)	LGBT : 80% SOGI : 30% (令和9年度)
課題 4	地域社会（自治会・町内会など）において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす (市民調査)	43.0% (令和4年度)	60% (令和9年度)
課題 5	防災会議における女性委員の割合を増やす		

◆基本目標Ⅱ 女性の活躍の推進とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

	指標	現状値	目標値
課題 1	職場において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす (市民調査)	28.8% (令和4年度)	40% (令和9年度)
課題 2	市の審議会・委員会等における女性委員の割合を増やす		
課題 3	ワーク・ライフ・バランスを実現していると思う人の割合を増やす (市民調査)	59.2% (令和4年度)	80% (令和9年度)
課題 4	男性が家事・育児・介護等に携わっている時間を増やす (市民調査)	1時間44分 (令和4年度)	3時間 (令和9年度)
課題 5	子どもがいる男性の育児休業取得率を上げる (市民調査)	9.4% (令和4年度)	30% (令和9年度)
課題 6	家族・親族の介護をしている男性の介護休業取得率を上げる (市民調査)	4.5% (令和4年度)	(令和9年度)

◆基本目標Ⅲ あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援

	指標	現状値	目標値
課題1	配偶者等から暴力を受けたとき、「誰にも相談しなかった」人の割合を減らす（減少が目標）（市民調査）	51.6% (令和4年度)	40% (令和9年度)
課題2	女性相談の女性認知度を上げる (市民調査)	24.8% 女性：32.0% (令和4年度)	50.0% 女性：50.0% (令和9年度)
課題3	女性に特有のがんの検診受診率を上げる		
課題4	ひとり親家庭・女性・家庭相談等の相談件数		

◆基本目標Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

	指標	現状値	目標値
課題1	女性課長級職以上（一般行政職）の割合を増やす		
課題2	西東京市男女平等参画推進計画の実績評価において着実に執行されている事業の割合を増やす		

※市民調査：男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査

4. 男女平等推進センターの機能の充実

男女平等推進センターパリテは、男女平等参画社会の実現に向けた拠点施設として、男女平等参画に関する情報収集・提供や、様々な年代を対象にした男女平等意識の啓発、相談や講座の実施等、様々な活動を行っています。

男女平等推進センターパリテの認知度の向上を図りながら、市民の男女平等意識の醸成に向けて事業の充実や様々な媒体を用いた積極的な情報発信等に取り組みます。

また、様々に変化する社会情勢に対応して事業を実施するとともに、より一層外部の関係機関との連携を進めます。